

しょう

しゃふくし

障がい者福祉のてびき

れいわ ねん がつ
令和6年4月

む こと う し
向日市

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳制度適用一覧

※ご注意 ○印が付いている項目でも、障がいの部位、生活の状況、所得などに応じて利用できない場合があります。詳しくは、各制度の相談窓口、または、障がい者支援課までご相談ください。

制 度	頁	身 体 障 害 者 手 帳																				療育手帳		精神障害者保健福祉手帳							
		肢体不自由						視覚障害						聴覚障害				言語等		内部障害				A	B	1級	2級	3級			
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級			1級	2級	3級			
年金・手当等	特別障害者手当 ※	53	△	△	△				△	△					△						△				△		△				
	障害児福祉手当 ※	54	○	△	△				○	△					△						△				△		△				
	特別児童扶養手当 ※	54	○	○	○	△			○	△	△	△			○	○	△				○		△	△	○	△					
	児童扶養手当 ※	55	○	△	△				○	△					○						△		△		○						
	障害基礎年金 ※	56	※障がいの種別、内容、等級等によって、規定されています。詳しくは、市民課（年金係）までご相談ください。																												
	心身障害者扶養共済制度	57	○	○	○				○	○	○				○	○					○		○	○	○	○	○	○	○	○	△
税等の免除・非課税	市民税・府民税	63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	所得税	63	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）	64	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○		○			
	相続税	66	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	預貯金等の利子	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国民健康保険料 ※	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
優 待	市立図書館自宅配本	69	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	郵便による不在者投票	69	○	○																○	○	○									
	電話番号案内料の免除（ふれあい案内）	69	○	○				○	○	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	
	日本放送協会（NHK）放送受信料減免 ※	70	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	府立施設料金減免	71	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	府営住宅優先入居	71	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

目 次

・手話言語条例「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」

・「障害者差別解消法」

1 相 談

(1) 障がい者相談支援事業	1
(2) 障害者相談員	2
(3) 障害者相談員による相談会	2
(4) 心の健康相談	2
(5) 乙訓障がい者基幹相談支援センター	3
(6) 乙訓障がい者虐待防止センター	3
(7) 広域専門相談員	3
(8) 京都府福祉サービス運営適正化委員会	4
(9) 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）	4
(10) 成年後見制度利用支援	4
(11) 中途失明者巡回生活指導員派遣	5
(12) 話し方教室・ことばの相談	5
(13) 聞こえの相談会	5
(14) 結婚相談	5

2 手 帳

(1) 身体障害者手帳の交付	6
(2) 療育手帳の交付	14
(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付	15

3 障害福祉サービス等

(1) 障害者総合支援法とは	16
(2) 障害者総合支援法における制度の構成	16
(3) 障害福祉サービス等の体系	17
(4) 障害福祉サービス利用手続きの流れ	19
(5) 利用者負担について	21
(6) 障害福祉サービス等の対象疾病（難病等）	23

4	障害児通所支援	
(1)	障害児通所支援の種類と内容	27
(2)	障害児通所支援利用手続きの流れ	27
(3)	利用者負担について	28
5	在宅福祉サービス	
(1)	補装具費の支給・貸与	29
(2)	日常生活用具の給付	30
(3)	日常生活用具の貸与	33
(4)	小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付	33
(5)	軽・中等度難聴児支援事業	34
(6)	移動支援事業	34
(7)	障がい者入浴サービス事業	34
(8)	更生訓練費給付事業	34
(9)	施設入所者就職支度金給付事業	34
(10)	訪問生活介護事業	35
(11)	日中一時支援事業	35
(12)	生活サポート事業	35
(13)	身体障害者自動車運転免許証取得教習費助成	35
(14)	自動車改造費助成	36
6	医療	
(1)	自立支援医療（更生医療）	37
(2)	自立支援医療（育成医療）	38
(3)	自立支援医療（精神通院医療）	38
(4)	自立支援医療（特別対策事業）	40
(5)	福祉医療（障がい者医療）	41
(6)	重度心身障がい老人健康管理事業	41
(7)	後期高齢者医療	42
(8)	特定疾患に対する医療	42
(9)	指定難病に対する医療	42
(10)	小児慢性特定疾患に対する医療	42
(11)	先天性血液凝固因子障がい等患者に対する医療	43
(12)	心身障がい児者に対する歯科医療	43
7	助成	
(1)	身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成	44
(2)	住宅改修助成	44

(3) 心身障害者扶養共済制度掛金補助	44
8 移動・交通等	
(1) ぐるっとむこうバス運賃割引	45
(2) 福祉タクシーチケット	45
(3) タクシー料金割引	45
(4) じん臓機能障害者通院交通費助成	46
(5) 交通運賃の割引	46
(6) 駐車禁止除外指定車標章	47
(7) 有料道路通行料割引	48
(8) 京都おもいやり駐車場利用証制度	49
9 情報・コミュニケーション等	
(1) 手話通訳者派遣	50
(2) 要約筆記者派遣	50
(3) 重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業	50
(4) 向日市声の広報	50
(5) きょうと府民だより文字拡大版・点字版・音声版	51
(6) 携帯メールサービス	51
(7) 電話リレーサービス	51
10 機能訓練	
(1) 視覚障がい者巡回歩行訓練	52
(2) 音声機能障害者発声訓練	52
11 年金・手当等	
(1) 特別障害者手当	53
(2) 障害児福祉手当	54
(3) 特別児童扶養手当	54
(4) 児童扶養手当	55
(5) 向日市児童福祉手当	55
(6) 障害基礎年金	56
(7) 心身障害者扶養共済制度	57
(8) 生活福祉資金貸付制度	58
(9) 高校生給付型奨学金	58
(10) 向日市在日外国人重度障害者特別給付金	58

12 就 労	
(1) 事業主に対する障害者雇用率制度	5 9
(2) 集合型訓練	5 9
(3) しょうがい者就業・生活支援センター「アイリス」	5 9
(4) 京都障害者職業相談室	6 0
13 災害・緊急時対応	
(1) 人工呼吸器利用者に係る事前登録制度	6 1
(2) 緊急通報装置（あんしんホットライン）の貸与	6 1
(3) 消防署へのファクシミリによる緊急通報	6 1
(4) N E T 1 1 9 緊急通報システム	6 2
(5) 向日市防災情報電話連絡サービス	6 2
14 税等の免除・非課税	
(1) 市民税・府民税	6 3
(2) 所得税	6 3
(3) 自動車税・軽自動車税（種別割・環境経済割）	6 4
(4) 個人事業税	6 6
(5) 相続税	6 6
(6) 贈与税	6 6
(7) 消費税	6 7
(8) 預貯金等の利子	6 7
(9) 向日市国民健康保険料	6 7
15 優 待	
(1) 向日市役所本館・女性活躍センター前駐車場の利用	6 8
(2) 向日市福祉会館の利用	6 8
(3) 向日市民体育館施設の利用	6 8
(4) 向日市健康増進センターの利用	6 9
(5) 向日市立図書館自宅配本	6 9
(6) 郵便による不在者投票	6 9
(7) 電話番号案内料の免除（ふれあい案内）	6 9
(8) 日本放送協会（NHK）放送受信料減免	7 0
(9) 点字郵便物等の郵便料金減免	7 0
(10) 青い鳥はがき無料配布	7 1
(11) 携帯電話に関する割引	7 1
(12) 府立施設料金減免	7 1
(13) 府営住宅優先入居	7 1

16	その他のサービス	
(1)	グループワーク「にじ」	7 2
(2)	メンタルチェックシステム「こころの体温計」	7 2
(3)	ヘルプマーク	7 2
(4)	耳マーク	7 3
(5)	電話お願い手帳	7 3
(6)	身体障害者補助犬法	7 3
(7)	ミライロ I D	7 3

17	関係機関	
(1)	関係機関一覧	7 4
(2)	障がい児者団体等一覧	7 6
(3)	乙訓の障がい者（児）施設等一覧・関係団体紹介	7 7

巻末

- ・乙訓地域の医療機関一覧
- ・個人番号記入に伴う必要書類一覧表

※市外局番の記載がない電話番号・ファックス番号の市外局番は「075」です。

むこうししゅわげんごじょうれい こと 向日市手話言語条例「古都のむこう、ふれあい深める

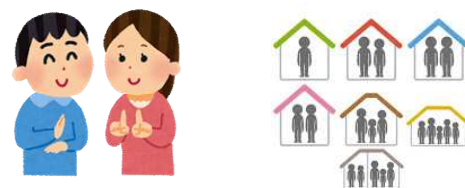
しゅわげんごじょうれい し 手話言語条例」を知っていますか？

へいせい み のひせこう
(平成29年3月3日施行)

向日市では、手話が「言語」であることの認識に基づき、手話に対する理解が更に広がるよう環境を整え、全ての人々がお互いを尊重し、分かり合い、心豊かに安心して暮らすことができるふるさと向日市を目指し、手話言語条例を制定しました。



手話でコミュニケーションができる環境をつくるため、取り組みをさらに強化します。



市民のみなさんも、地域社会で共に暮らす一員として、手話に対する理解や普及にご協力ください。



手話の普及により、手話によるコミュニケーションを困りやすい環境をめざします。



手話を知らない聴覚障がい者もたくさんいらっしゃいます。筆談や身振りなど、様々な方法でコミュニケーションを深めましょう！

事業者は、ろう者を含むすべての市民が利用しやすいようなサービス提供をお願いします。

※事業者：向日市内で事業等を行う、商店、病院、金融機関、相談事業所、介護事業所などをいいます。

— 手話であいさつしてみよう! —

「こんにちは」



「風」の手話
顔を時計に見立てて、人差し指と中指が長針と短針が重なっている12時を表す。



「あいさつ」の手話
人と人が向かい合いながら、おじぎをしている様子。向かい合わせた人差し指を折り曲げる。



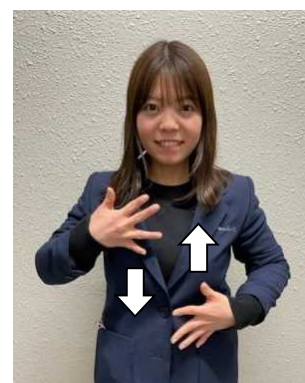
「ありがとう」



相撲で勝った力士が行司から賞金を受け取る様子。
左手甲の上に右手を下して、再び上に上げる。



「うれしい (楽しい)」



両手を自分の正面で交互に上下させる。嬉しい表情で。

今後も手話を広めていく取り組みを進めていきますので、みなさまも手話を覚えていただき、すべての人にやさしい向日市になるようご協力をお願いします。

※向日市では「手話を学べる動画」を配信しています。

YouTubeで向日市手話をチェックしてみてください。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 「障害者差別解消法」

「障害者差別解消法（※1）」は、障がいを理由とする差別を解消して、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するために、平成28年4月1日に施行された法律です。令和3年5月に一部が改正され、これまで努力義務にとどまっていた民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となりました。令和6年4月1日から施行されました。

対象となる「障がいのある人」とは

この法律で対象となる障がいのある人とは、障害者手帳を持っている人だけではありません。身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）の他に、心や体のはたらきに障がいがある人で、障がいや社会的なバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障がいのある子どもも含まれます。）。

この法律では、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

	不当な差別的取り扱い	障がい者に対する合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者（※2）など	禁止	努力義務 → 法的義務 に改正

「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の提供」とは

「不当な差別的取り扱い」

正当な理由なく、障がいがあるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人にはつけないような条件をつけることです。

「合理的配慮の提供」

障がいのある人から、日常生活を送る上でのバリア（※3）を取り除いてほしいという意思の表明があったときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

（※1） 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

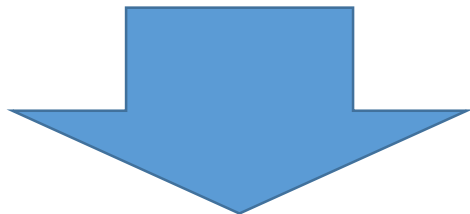
（※2） 個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれます。

ふとう さべつてきとりあつかい ぐたいれい 不当な差別的取り扱いの具体例

- ・障がいを理由に受付や窓口の対応を拒否する。
- ・障がいを理由に物件を紹介してもらえない。
- ・障がいを理由に学校の受験や入学を拒否する。
- ・本人を無視して介助者や付き添いの人にだけ話しかける。
- ・保護者や付き添いの人がいないと店に入れない。

(※3) 合理的配慮が求められるバリア（社会的障壁）とは・・・

- [1] 社会における事物（段差のある道路、利用しにくい建物など）
- [2] 制度（利用しにくい制度など）
- [3] 慣行（社会の中に障がいのある人はいないものとして作られた文化や慣習）
- [4] 観念（障がいのある人に対する偏見）



ごうりてきはいいりょ ぐたいれい 合理的配慮の具体例

- ・車いすの利用者が移動しやすいよう、段差をなくし、スロープを設置する。
- ・視覚障がいのある人に、記載内容を読み上げながら説明する。
- ・聴覚障がいのある人に、筆談や手話といった音声以外の方法でコミュニケーションをとる。
- ・障がいの特性に配慮し、説明書やパンフレットにふりがなをつけたり、文字を大きくする。

上に挙げたものは一例ですが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務でもあります。一人ひとりが障がいについて理解し、障がいを理由とした不当な区別や制限といった差別に気付くことが大切です。

こま 困ったことがあったときは

不当な差別的取り扱いを受けたり、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあったときは、市役所や相談支援センターなど、地域の相談を受け付ける窓口にご相談してください。

1 相 談

(1) 障がい者相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人や保護者などからの相談に応じます。

※サービス等利用計画に係る計画相談支援・障害児相談支援の事業所については、79～81ページをご覧ください。

<p>むこうししやきょうしょう しやちいきせいかつしえん</p> <p>① 向日市社協 障がい者地域生活支援センター</p> <p>◇受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>◇相談方法 窓口相談、電話、FAX、訪問</p> <p>◇所在地 〒617-0002 向日市寺戸町西野辺1番地の7 向日市福祉会館内 TEL 932-1990 FAX 933-4425</p>
<p>おとくに えんちいきれんけいしつ</p> <p>② 乙訓ひまわり園地域連携室</p> <p>◇受付時間 原則として、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>◇相談方法 窓口相談、電話、FAX、訪問</p> <p>◇所在地 〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪13番地の1 TEL 935-0101 FAX 935-0113</p>
<p>そうだんしえんじぎょうしょ ちいきかつどうしえん</p> <p>③ 相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル</p> <p>◇受付時間 月曜日～土曜日(祝日を除く) 午前9時30分～午後5時30分</p> <p>◇相談方法 窓口相談、電話、訪問等 (相談専用電話) 090-8759-4288</p> <p>◇所在地 〒617-0844 長岡京市調子2丁目5-7 TEL 956-2543 FAX 956-2547</p>
<p>そうだんしえん</p> <p>④ こらぼねっと相談支援センター</p> <p>◇受付時間 原則として、月曜日～金曜日 午前9時～午後7時</p> <p>◇相談方法 窓口相談、電話、訪問等</p> <p>◇所在地 〒617-0823 長岡京市長岡1丁目13-9 TEL 953-4452 FAX 953-4457 メール collabo@mbox.kyoto-inet.or.jp</p>
<p>おとくに がっこう</p> <p>⑤ 乙訓ポニーの学校(18歳未満のみ)</p> <p>◇受付時間 原則として、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時</p> <p>◇相談方法 窓口相談、電話、訪問等</p> <p>◇所在地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8 TEL 952-5000 FAX 953-5200</p>

おとくにわかたけえん

⑥ 乙訓若竹苑

- ◇受付時間 原則として、月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
- ◇相談方法 窓口相談、電話、訪問 等
- ◇所在地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8
TEL 954-6501 FAX 954-6588

しょうがいしゃそうだんいん

(2) 障害者相談員

障がい者の身近な相談相手として、身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。お気軽にご相談ください。

氏名	相談障がい種別	連絡先
木 村 啓 子 きむら けいこ	視 覚	933-1702
大 治 勝 代 おお じ かつ よ	肢 体	922-2573
重 本 信 子 しげ もと のぶ こ	肢 体	922-2369
柴 田 えみ子 しば た えみこ	肢 体	934-3277
森 川 赫 子 もり かわ かく こ	肢 体	934-6026
山 本 啓 子 やま もと けい こ	肢 体	932-9545
喜 多 文 子 き た ふみ こ	内 部	934-1313
太 田 ヒ サ おお た ひさ	聴 覚	FAX 933-4295
小 森 のぶ お 男 こ もり のぶ お	聴 覚	FAX 921-1590
庵 原 ゆきこ いお はら ゆきこ	知 的	935-1292

しょうがいしゃそうだんいん そうだんかい

(3) 障害者相談員による相談会

身体障がい者・知的障がい者とそのご家族を対象に、市の障害者相談員による相談会を実施しています。生活における困り事やお悩みについてお聞きしますので、お気軽にご相談ください。

- ◇日 時 偶数月の第3月曜日 午後1時～3時
- ◇場 所 東向日別館3階 相談室
- ※予約は必要ありませんので、当日は会場に直接お越してください。
- ※相談会の実施日は、相談開催月の広報むこうをご確認ください。

こころ けんこうそうだん

(4) 心の健康相談

心の健康でお悩みの方やそのご家族の方などに、精神保健福祉士が相談に応じます。お気軽にご相談ください（予約無しでもご利用いただけますが、事前に予約されている方を優先します）。

- ◇対象者 向日市民で心の健康で悩んでおられる方やそのご家族
- ◇相談方法 来庁による相談等
- ◇開設日 毎週火曜日（祝日を除く）
- ◇利用時間 午後1時～5時
- ◇会場 東向日別館内（窓口か電話でお問い合わせください。）
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(5) おとくにしょう 乙訓障がい者 しゃきかんそうだんしえん 基幹相談支援センター

暮らしのこと、福祉サービス、権利に関する事など、生活の中でのお困りごとをお聞きし、関係者と協力しながら解決のお手伝いをする、障がいに関する総合的な相談窓口です。

- ◇受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- ◇所在地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8
TEL 952-6521 FAX 959-9086
メール otsufukukikan@rice.ocn.ne.jp

(6) おとくにしょう 乙訓障がい者 しゃぎやくたいぼうし 虐待防止センター

障害者虐待防止法（正式名：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行に伴い「乙訓障がい者虐待防止センター」を開設しています。

虐待防止センターは、①養護者、障がい者福祉施設などの従事者、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理、②養護者による障がい者虐待の防止、養護者による虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導、助言、③障がい者虐待防止、養護者に対する支援に関する広報等を担います。

- ◇受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(電話、メールは24時間受付)
- ◇所在地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8
TEL 959-9085（土曜日、日曜日、祝日、夜間は転送により対応）
FAX 959-9086（平日のみ）
メール otsufuku-center@y-mobile.ne.jp（常時対応）

(7) こういきせんもんそうだんいん 広域専門相談員

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例に規定する特定相談（不利益取扱いによる障がい者の権利利益の侵害に関する事・合理的配慮に関する事など）について、京都府障害者支援課内に広域専門相談員を設置し、障がいのある方や事業者等からの相談に応じています。

- ◇相談窓口 TEL 414-4609（相談専用） FAX 414-4597（京都府障害者支援課兼用）
メール kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp

(8) 京都府福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービス利用について、疑問や不安がある場合は、福祉サービス苦情解決制度をご利用ください。

◇所在地 〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
ハートピア京都5階 京都府社会福祉協議会内
TEL 252-2152 FAX 212-2450

(9) 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

地域生活を営む上で必要となる福祉サービスを適切に利用できるように支援し、これに伴う書類の確認や日常的な金銭管理を合わせて行います。

- ◇対象者 認知症や物忘れ、知的障がい、精神障がい等によって、前述の手続きを自己の判断で行うことが困難な方。ただし、契約書及び支援計画の内容について理解できる方。
- ◇利用料金 1時間1,000円（支援計画書に基づき生活支援員が行うサービス）
1か月250円（通帳やはんこの預かり保管サービス）
※非課税世帯・生活保護世帯は無料
- ◇問合せ 向日市社会福祉協議会 地域福祉課
〒617-0002 向日市寺戸町西野辺1番地の7 向日市福祉会館内
TEL 932-1961 FAX 933-4425

(10) 成年後見制度利用支援

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等で物事を判断する能力が十分でない方を法律的に支援する制度です。本人の判断能力に応じて成年後見人・保佐人・補助人が選任され、本人に代わって財産管理や契約行為を行います。

成年後見制度を利用するためには、家庭裁判所への申立を行う必要があります。成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難な方を対象に、

- ① 家庭裁判所への申立に必要な費用を助成します。
- ② 成年後見人等への報酬にかかる費用を助成します。

	申立費用の助成	報酬の助成
対象者	① 生活保護を受給している方 ② 収入・資産等の状況から費用を負担することが困難と認められる方 申立代理人も助成の対象になりますが、この場合は、本人と申立代理人の両方が要件を満たす必要があります。	成年後見人等が本人の配偶者・直系血族・兄弟姉妹の場合は、対象にはなりません。
助成額	申立手数料、登記手数料、診断書作成費用、鑑定費用など	家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額。ただし、本人が施設に入所している場合は月額18,000円を、それ以外の場合は月額28,000円を上限とします。

この他、本人に親族等がない等の事情で成年後見の申立ができない方については、市長が家庭裁判所に申立を行うことも可能です。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800
 高齢介護課（認知症高齢者に関するご相談） TEL 874-2576

（参考）成年後見人制度利用についての相談・問合せ

京都弁護士会	TEL 231-2378
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート京都支部（京都司法書士会）	TEL 255-2578
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター京都支部（京都府行政書士会）	TEL 692-3050
権利擁護センター・ぱあとなあ京都（京都社会福祉士会）	TEL 585-5430

(11) 中途失明者巡回生活指導員派遣

見えない・見えにくいことで困りごとがある方を対象に、相談員が訪問して相談支援を行います。心理的な不安の緩和、視覚障がい者用の便利な道具の紹介、福祉制度の活用など、生活全般に関わることが相談できます。

- ◇対象者 見えない・見えにくいことで困りごとがある方
 （身体障害者手帳未取得の方も対象になります。）
- ◇問合せ 社会福祉法人京都視覚障害者支援センター TEL 333-0171

(12) 話し方教室・ことばの相談

吃音者を対象とした発語、発音の訓練や、ことばについての悩みの相談を行います。

- ◇実施場所 京都市聴覚言語障害センター
- ◇開催日 月1～2回（土曜日、日曜日が基本）
- ◇問合せ 京都言友会 TEL・FAX 841-0845

(13) 聞こえの相談会

聞こえに不安を感じている市民を対象に専門医をはじめとする聞こえの専門家による生活相談を行います。

- ◇対象者 聴力に障がいがある方、又は不自由に感じている方、そのご家族
- ◇問合せ 向日市社協障がい者地域生活支援センター
 TEL 932-1990 FAX 933-4425

(14) 結婚相談

身体障がい者の結婚に関する各種相談に応じ、必要な助言や指導を行います。

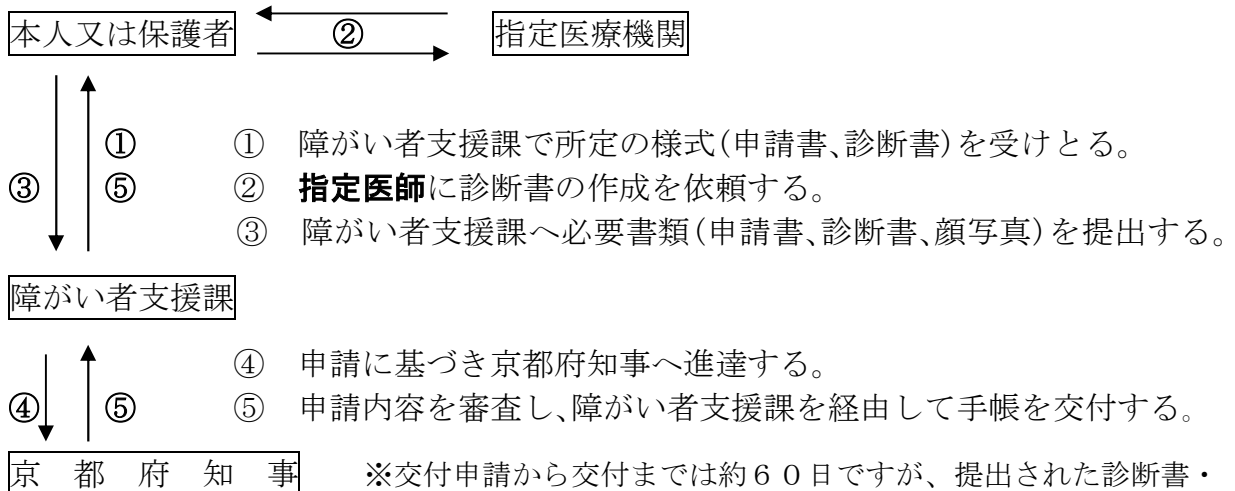
- ◇実施日 月曜、木曜、土曜及び第2日曜日の午後1時～5時
- ◇問合せ 京都身体障害者結婚相談所（洛南身体障害者福祉会館 本所内）
 TEL・FAX 682-1593

2 てちょう 手帳

(1) 身体障害者手帳の交付

身体障がい者に対する補装具、自立支援医療の給付、各種福祉サービス等を受ける場合、税の減免、旅客鉄道株式会社の割引等には、「身体障害者手帳」の取得が必要です。

〈 交付申請手続き 〉



※交付申請から交付までは約60日ですが、提出された診断書・意見書の内容に確認を要する場合には、相当の日数を要することがあります。

◇申請に必要なもの

- ① 身体障害者手帳交付申請書
- ② **指定医師**による診断書(所定の診断書用紙が必要です。
※指定医師は、診断書を書ける部位について京都府から指定されています。)
- ③ 本人の顔写真(上半身・脱帽・サングラス等の色付き眼鏡は不可で、
 たて4cm×よこ3cm)
- ④ 個人番号(マイナンバー)記入に伴う必要書類 **【背表紙裏面参照】**

◇助成 身体障害者手帳の交付を受けた場合、診断書料について2,000円を限度に向日市が助成します。 **【7-(1)参照】**

〈変更・再交付申請手続〉

- ◇等級変更 障がいの程度が変わったと思われる方は、指定医師の診断書に写真を添えて申請してください
- ◇居住地・氏名変更 住所や氏名を変更された場合は、障害者手帳を持参の上、手続きしてください。
- ◇再交付 手帳を紛失又は破損した場合は、写真を添えて再交付の申請をしてください。
- ◇返還 手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は障がいに該当しなくなった場合は、必ず障がい者支援課まで手帳を返還してください。

◇交付対象者の範囲

身体障害者手帳の交付を受けることができる障がいの程度は次のとおりです。

- 1 次に掲げる視覚障がいで永続するもの
 - ① 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常があるものについては、矯正視力については測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
 - ② 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - ③ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - ④ 両眼の視野が2分の1以上欠けているもの

- 2 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障がいで永続するもの
 - ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - ② 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - ③ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
 - ④ 平衡機能の著しい障がい

- 3 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいで永続するもの
 - ① 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - ② 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障がい

- 4 次に掲げる肢体不自由で永続するもの
 - ① 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障がい
 - ② 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ③ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ④ 両下肢の全ての指を欠くもの
 - ⑤ 一上肢のおや指の機能の著しい障がい又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がい
 - ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がい

- 5 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいで、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

◇障がいの程度

障がいの程度によって1級から7級までに区分されています。なお、7級の障がいの一つのみの場合は手帳交付の対象となりません。

また、旅客鉄道株式会社等の旅客運賃割引が介護者も対象となる第1種身体障害者と、それ以外の第2種身体障害者に分かれています（9、10ページ表参照）。

◇「身体障がい者」に含まれないもの

身体の機能からたとえ社会生活上の不自由があっても、身体障害者福祉法別表に該当しないものや認定基準に定める障がいの程度に達していないものについては、身体障がい者として認定されません。

(例) ・夜盲症 ・低身長症 ・首が回らない
・生殖機能の障がい ・血液の障がい ・片眼の失明等

◇障がい認定の時期

- 1 身体の障がいの認定は「永続する」障がいに対して行いますので、障がいの程度が一定固定したものであるか、将来とも回復する可能性が極めて少ないものに限ります。
- 2 乳幼児に係る障がい認定は、障がいの種類に応じて、障がいの程度を判定することが可能となる年齢（概ね満3歳）以降に行うことが原則です。
ただし、3歳未満であっても四肢欠損や無眼球など程度や永続性が明確な障がいや、医学的・客観的データから判定可能と思われる場合は、その年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定します。この場合、治療や訓練を行うことによって将来障がい軽減すると予想されるときは、残存すると予想される障がいの限度でその障がいを認定して手帳を交付し、必要とあれば適当な時期に診査等により再認定を行います。
- 3 遷延性の意識障害を伴う場合は、原疾患についての治療が終了し、医師が医学的・客観的な観点から機能障害が永続すると判断できるような時点（意識障害の原因疾患については積極的治療中から定常的管理へ移行した時点）で障がい認定を行います。
- 4 脳血管障害に係る障がい認定は、ある程度の観察期間（発病後原則として6か月）経過時点以降に障がい認定しますが、近年の診断技術の発達により重度の場合には3か月程度の比較的早い時期に障がい認定することもあります。
- 5 一定期間を経過しないと申請ができない障がいがあります。
○ぼうこう・直腸機能障害の「ストマにおける排尿・排便処理が著しく困難な状態」…ストマ造設後、6か月以上経過した日
○ぼうこう・直腸機能障害の「高度の排尿・排便機能障害」…先天性疾患による場合を除き、障がい発生後、6か月以上経過した日
○小腸大量切除以外の小腸機能障害…障がい発生後、6か月以上経過した日

身体障害者障害程度等級表 ※太線より上は第1種を、下は第2種を表します【8-(5)参照】

級	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそく機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について図ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの。				心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)								ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものを除く。 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそく機能の喪失	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものを(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそく機能の著しい障害	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害								
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの									
7級											
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。										

身体障害者福祉法施行規則第5条第3項別表第5号（昭和25年厚生省令第15号）

級	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
	3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの				
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
		2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの			
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備考	5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもつて計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。				

《身体障害者手帳に関する指定医師（向日市内）》

令和6年1月29日現在

医療機関名及び所在地	医師氏名	診療科目	診断の部位
耳鼻咽喉科ふるかわクリニック 寺戸町殿長 19 TEL 922-3387 FAX 921-0330	古川 昌幸	耳鼻咽喉科 アレルギー科	聴覚・平衡・音声・そしゃく
堀医院 寺戸町渋川 3-23 TEL 921-3850 FAX 934-5796	堀 直樹	内科 呼吸器科 消化器科 胃腸科	肢体・呼吸器・小腸
赤井医院 寺戸町中ノ段 6-2 TEL 924-3620 FAX 924-3630	赤井 秀幸	内科 消化器科	直腸・小腸
岩本医院 寺戸町向畑 57-3 TEL 935-3650 FAX 935-3651	岩本 恒典	外科 循環器科 呼吸器科 胃腸科 リハビリ科	肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓
ゆやまクリニック 寺戸町七ノ坪 100 ジオ阪急洛西口ノスジビル1階 TEL 925-8766 FAX 925-8796	湯山 令輔	内科 循環器内科	心臓
福田整形外科医院 寺戸町七ノ坪 100 ジオ阪急洛西口ノスジビル1階 TEL 925-5113 FAX 925-5114	福田 登	整形外科	肢体
繁本医院 寺戸町永田 11-38 TEL 921-7520 FAX 934-4055	繁本 俊哉	内科 外科 整形外科 泌尿器科 胃腸科	肢体・ぼうこう・直腸・小腸
角水医院 鶏冠井町沢ノ西 16-13 TEL 921-7461 FAX 922-9115	角水 正道	内科 小児科 消化器科	肢体・肝臓・(心臓・ぼうこう・直腸・小腸は再認定のみ)
乙訓医療生活協同組合 医誠会診療所 寺戸町殿長 37 TEL 921-0661 FAX 934-1628	山西 卓	内科	肢体・心臓・腎臓・呼吸器
向日回生病院 物集女町中海道 92-12 TEL 934-6881 FAX 933-9413	福井 博	外科	肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸
	長岡 武志	外科	肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸
	菅野 昭宏	外科	肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓
	作田 茂	内科	音声・肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓
	小黒 美奈子	内科	音声・肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓
	中根 泰輔	内科	音声・肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓

医療機関名及び所在地	医師氏名	診療科目	診断の部位
向日回生病院 物集女町中海道 92-12 TEL 934-6881 FAX 933-9413	高野 聡	内科	音声・肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓
田村眼科医院 上植野町馬立 20-2 TEL 932-7316 FAX 921-3377	田村 純	眼科	視覚
上原医院 物集女町池ノ裏 1-6 TEL 922-5007 FAX 934-7022	上原 正弘	外科 乳腺科 消化器内科 整形外科 皮膚科	呼吸器・ぼうこう・直腸 小腸・肝臓
はなみつ耳鼻咽喉科 寺戸町初田 19-3 K&C プラザ 2 階 TEL 934-8879 FAX 931-2003	花満 雅一	耳鼻咽喉科	聴覚・平衡・音声・そしゃく
たさか眼科医院 寺戸町初田 19-3 K&C プラザ 1 階 TEL 921-7077	田坂 宏	眼科	視覚
よこばやし医院 鶏冠井町山畑 39-1 TEL 922-2468 FAX 922-7801	横林 文子	内科 小児科	肢体・心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・免疫
北田整形外科リウマチクリニック 寺戸町小佃 9-6 TEL 924-2838 FAX 924-2839	北田 修一郎	整形外科 リウマチ科 リハビリ科	肢体
奥沢眼科医院 寺戸町西田中瀬3 FORUM東向日2階 TEL・FAX 921-0833	奥沢 淳治	眼科	視覚
きくおかクリニック 寺戸町殿長 19-1 トライアングルプラザビル 1 階 TEL 921-8877 FAX 921-8876	菊岡 範一	内科 リハビリ科	肢体・心臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸
洛西医院 寺戸町東田中瀬 3-2 TEL 921-0609 FAX 921-7558	今西 勝大	外科 消化器内科 呼吸器内科 小児科 リハビリ科	肢体
水野眼科 寺戸町八ノ坪 122 洛西口クリニックビル 1 階 TEL 924-1113 FAX 924-1115	水野 秀信	眼科	視覚
田村クリニック 上植野町落堀 15-1 TEL 932-6540 FAX 932-6543	田村 滋規	整形外科 リウマチ科 リハビリ科	肢体
いけぶちクリニック 寺戸町八ノ坪 122 洛西口クリニックビル 2 階 TEL 924-1187 FAX 924-1133	池淵 嘉一郎	耳鼻咽喉科 リハビリ科 アレルギー科	聴覚・平衡・音声・そしゃく

医療機関名及び所在地	医師氏名	診療科目	診断の部位
池田内科クリニック 上植野町落堀 14-5 TEL 932-2239 FAX 932-2366	池田 広記	内科 肝臓・消化器内科	肝臓

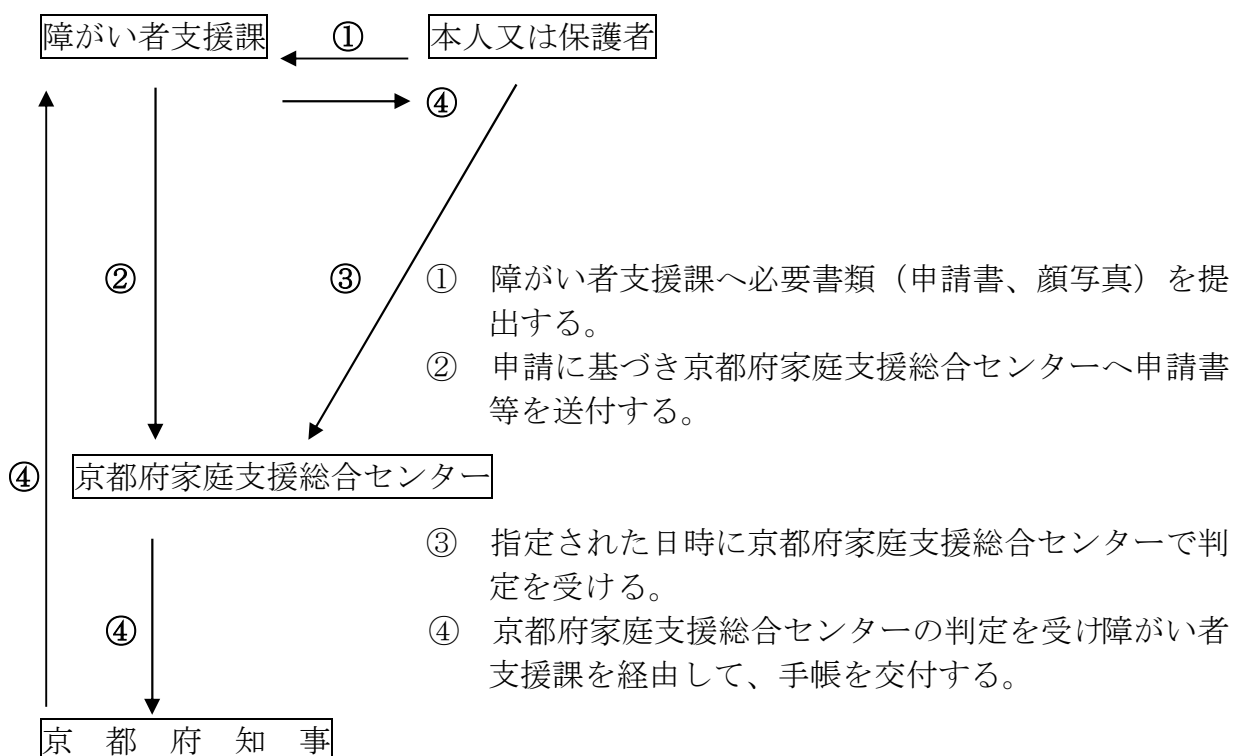
(2) 療育手帳りょういくてちょう こうふの交付

知的障がい児・者に対する各種サービス等を受けやすくするための手帳です。

手続きは、本人が居住している福祉事務所に申請し、京都府家庭支援総合センターで、その障がいの程度の判定を受けていただきます。

(「A」判定＝重度、「B」判定＝中・軽度)

〈 交付申請手続き 〉



◇申請に必要なもの

- ① 療育手帳交付申請書
- ② 本人の顔写真（上半身・脱帽・サングラス等の色付きの眼鏡は不可で、たて4 cm×よこ3 cm)
- ③ 必要に応じて調査票等

◇再判定 交付の際に、次回の判定時期が指定されますので、その時期までに再判定を受ける必要があります。

◇返 還 手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は対象事項に該当しなくなった場合は、必ず障がい者支援課まで手帳を返還してください。

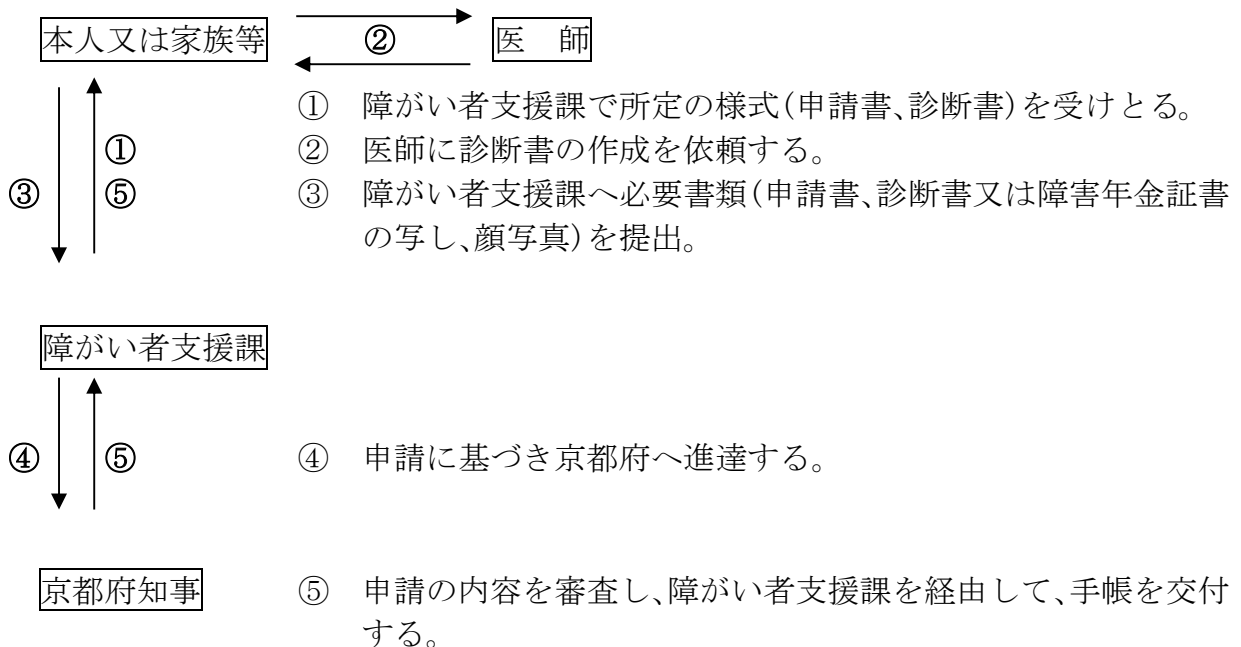
◇そ の 他 手帳を紛失されたときや住所、氏名を変更されたときなどは、必ず障がい者支援課に届けてください。

(3) せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障がい者に対する各種サービス等を受けやすくするための手帳です。

この手帳の交付を受けるには、交付申請書に医師の診断書又は障害年金証書の写しを添えて、申請してください。交付申請手続きは次のとおりです。

〈 交付申請手続き 〉



◇申請に必要なもの

- ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ② 次の(ア)か(イ)のいずれかのもの
(ア) 医師による診断書(所定様式の診断書が必要です)
精神障がいに係る初診日から6か月を経過した以降に診断されたもの。
(イ) 精神障がいを支給事由とする年金証書と直近の年金振込通知書の写しか年金支払通知書。この場合、年金事務所等への照会のための同意書が必要です。
- ③ 本人の顔写真
(上半身・脱帽・サングラス等の色付き眼鏡は不可で、たて4cm×よこ3cm)
- ④ 印鑑(自署の場合、不要)
- ⑤ 個人番号(マイナンバー)記入に伴う必要書類 【背表紙裏面参照】

◇有効期限 2年

◇助成 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合、診断書料について2,000円を限度に向日市が助成します。【7-(1)参照】

◇返還 手帳の交付を受けた方が死亡された場合、又は対象事項に該当しなくなった場合は、必ず障がい者支援課まで手帳を返還してください。

◇その他 手帳を紛失されたときや住所、氏名を変更されたときなどは、必ず障がい者支援課へ届けてください。

3 しょうがいふくし とう 障害福祉サービス等

(1) しょうがいしゃそうごうしえんほう 障害者総合支援法とは

障害者自立支援法が平成25年4月に障害者総合支援法に改正され、法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するために、社会参加の機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを基本理念に、障害保健福祉施策を講ずるものです。

(正式名：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

(2) しょうがいしゃそうごうしえんほう せいど こうせい 障害者総合支援法における制度の構成

障害者総合支援法における制度は、次のように構成されています。

自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	日常生活において必要な介護支援等に係る費用を給付
		訓練等給付	地域で生活を行うための訓練的支援等に係る費用を給付
	自立支援医療		心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付
	補装具費		障がい者等の身体機能を補完、代替するために使用される用具に係る購入又は貸与費用を給付
地域生活支援事業	地域活動支援センター事業 相談支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 入浴サービス事業 日中一時支援事業 生活サポート事業 意思疎通支援事業 成年後見制度利用支援事業 訪問生活介護事業 など		障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように実施する事業

(3) 障害福祉サービス等の体系

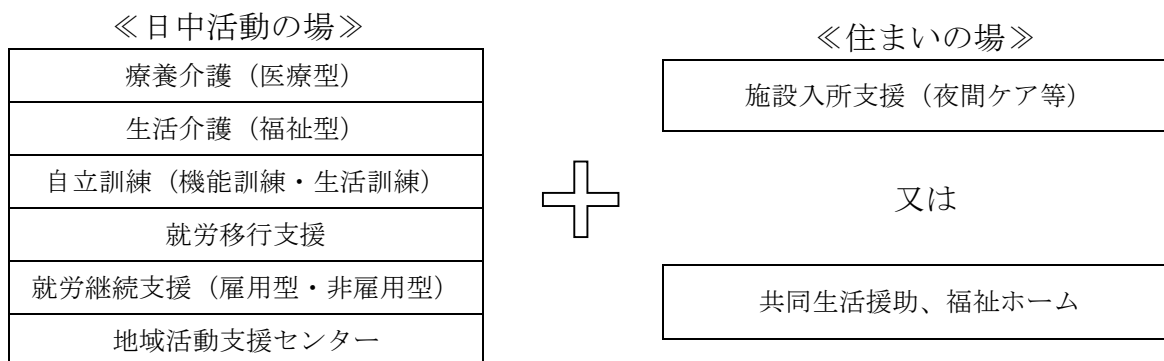
総合支援法におけるサービス等の体系は、支給決定の過程が全国的に統一された『自立支援給付』と、地域の実情に合わせて実施する『地域生活支援事業』に大別されます。自立支援給付に位置付けられる障害福祉サービスには、『介護給付』と『訓練等給付』があります。

また、適正な障害福祉サービスを受けることや、施設から地域に移行した人が安定した生活を送ることを目的とした、『相談支援』があります。

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴・排泄・食事などの介護や調理・洗濯などの家事を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいのある人で、常に介護が必要な障がい者に、自宅で入浴・排泄・食事などの介護から外出時の介護までを総合的にを行います。入院時は、対象者の状態を熟知しているヘルパーが医療機関に出向き、医療従事者と連携しながら入院時意思疎通等の適切な支援を行います。（条件あり）
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄や食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動する際に困難が伴い、常に介護を必要とする障がい者・児に対して、行動するときの危険を回避する援助や外出時の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な障がいのある人のなかで、四肢麻痺などのため介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活介護などのサービスを包括的に提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴・排泄・食事の介護などを行います。
	療養介護	医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な人に対して、昼間に病院で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行います。
	生活介護	常に介護が必要な障がいのある人に対して、昼間に障害者支援施設で入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に入浴・排泄・食事などの介護を行います。	
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練、生活訓練）	（機能訓練） 身体に障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練などの支援を行います。 （生活訓練） 知的障がいや精神障がいのある人に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図り、サービス提供事業者との連絡調整を行うなどの支援を行います。
	就労移行支援	一般企業の雇用に向けた移行支援で、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練や、職場実習などの訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障がい者が、継続して就労が行えるよう、必要な指導や助言等の支援を行います。

	就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	(A型) 事業者と雇用関係を結び、就労機会の提供、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。 (B型) 雇用関係を結ばず、一定の賃金水準に基づく就労機会の提供、就労に必要な知識・能力の向上を図る訓練を行います。 ※就労経験がない方等で就労継続支援B型を希望する場合、就労移行支援事業所が作成する就労アセスメントが必要なことがあります。
	共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある人が共同生活をしている住居において、主に夜間に相談や日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設や、グループホーム等を利用して障がい者で、地域で一人暮らしを希望する人に対し、安心して生活が送れるように、定期的な居宅訪問、電話、メール等にて生活のアドバイスや医療機関等との連携を行います。
相談支援	地域移行支援	病院や施設から地域生活に移行する人を対象に、住居の確保などの活動を支援します。
	地域定着支援	地域生活に移行した人が安定した生活を送れるよう、緊急事態の相談などに対応します。
	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人の心身の状況や環境、サービス利用の意向などを踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせを検討し、サービス等利用計画を作成します。
地域生活支援事業 (一部抜粋)	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出のための支援を行います。
	日中一時支援	障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的に、障がいのある人の日中における活動の場を提供します。
	生活サポート	介護給付支給決定者以外の方等に対し、生活支援又は家事援助を行います。
	入浴サービス	地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、居宅を訪問し入浴サービスを提供します。
	地域活動支援センター	障がいのある人などに創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行います。

入所施設では、日中活動の場と住まいの場に分けて、サービスを組み合わせることができます。



(4) 障害福祉サービス利用手続きの流れ

自立支援給付や地域生活支援事業を利用するには、所定の手続きが必要です。
詳しくは、障がい者支援課までお問い合わせください。

障害福祉サービスの利用手続き

1 相談

相談ができる場所は、次のとおりです（詳しくは1ページをご覧ください。）。

※サービス等利用計画に係る計画相談支援・障害児相談支援の事業所については、79～81ページをご覧ください。

向日市 市民サービス部 障がい者支援課	TEL 874-3593
	FAX 932-0800
向日市社協障がい者地域生活支援センター	TEL 932-1990
	FAX 933-4425
乙訓ひまわり園 地域連携室	TEL 935-0101
	FAX 935-0113
相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル	TEL 956-2543
	FAX 956-2547
こらぼねっと 相談支援センター	TEL 953-4452
	FAX 953-4457
乙訓ポニーの学校	TEL 952-5000
	FAX 953-5200
乙訓若竹苑	TEL 954-6501
	FAX 954-6588

2 利用申請

向日市が窓口ですので、障がい者支援課へお越しください。

- ① 所定の申請書に必要な事項を記入します。
- ② 利用者負担額を決定するため、家族全員の同意書を添付します。
（家族全員とは、住民票上の同一世帯全員を指します。）
- ③ 医師意見書〔介護給付の利用を申請される場合のみ〕

医師意見書とは

疾病、身体の障がい内容、精神の状況、介護に関する所見など、申請者について医学的見地から意見を求めるものです。

- ④ 個人番号（マイナンバー）記入に伴う必要書類 【背表紙裏面参照】

3 障害支援区分認定調査・概況調査

向日市の職員（認定調査員）がご自宅等に伺い、80項目にわたる認定調査を行います。また、本人及び家族等の状況や利用中のサービス内容についても伺います。

この調査は、介護給付の利用を申請された方も、訓練等給付の利用を申請された方も、みなさん必ず受けていただく必要があります。

【訓練等給付のみ申請の方は6へ】

※障がい児の介護給付利用にあたっては、障害支援区分の認定は行いません。

4 障害支援区分の一次判定

認定調査の結果をコンピュータに入力し、一次判定を行います。
一次判定結果は、非該当を含め7段階となります。

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※一次判定で「非該当」となった方も、障害支援区分認定審査会の二次判定を受けます。

5 市町村審査会での二次判定

介護給付の利用を申請された方は、一次判定の結果と医師意見書及び特記事項を
基に、市町村審査会で二次判定を受けます。この結果に基づき、向日市が障害支援
区分を認定します。

障害支援区分は、6段階となります。

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
-----	-----	-----	-----	-----	-----

非該当

【生活サポート事業】

6 サービスの利用意向の聴取

訓練等給付のみの利用を申請された方は、認定調査の時に、同時にお聞きします。
介護給付の利用を申請された方は、障害支援区分が認定された後にお聞きします。

7 サービス等利用計画案の提出（計画相談支援）

向日市から申請者に、サービス等利用計画案の提出を依頼します。

申請者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を、市に
提出します（これに代えて、セルフケアプラン等を提出することもできます。）。

8 暫定支給決定と支給決定

障害支援区分や利用意向、サービス等利用計画案を踏まえ支給決定を行います。

訓練等給付の利用を申請された方には、認定調査実施後に、一定期間サービス
を利用するための原則として暫定支給決定を行います。一定期間経過後、支給決定と
なります。

介護給付の利用を申請された方は障害支援区分認定に基づき支給決定を行います。

介護給付の支給決定にあたっては、市町村審査会に意見を求めることもあります。

9 利用契約

支給決定と同時に『障害福祉サービス受給者証』をお渡ししますので、障害福祉
サービスを提供する指定事業者と契約してください。

10 サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者から、今回の支給決定に係るサービス等利用計画を受け
取ります。

11 **障害福祉サービスの利用と利用者負担金の支払い**

サービスの提供を受け、利用者負担金を月額上限額に達するまでサービス提供指定事業者にお支払いください。

12 **モニタリングの実施**

支給決定時に定めた期間ごとに、現在のサービスが適切かどうか利用者の心身の状況・環境等を確認し、必要に応じてサービス等利用計画及びサービスの見直しを行います。

(5) ^{りようしゃふたん}利用者負担について

実際にかかった費用の**原則1割を負担**していただきます。通所・入所施設の**食費**や入所施設の**光熱水費**は、**原則実費負担**です。

なお、利用者負担には、月額上限額の設定や各種の減免制度があり、利用者の方それぞれの生活実態により異なりますので、障がい者支援課の窓口でご相談ください。

◇負担上限月額 利用者負担の1か月ごとの上限額が定められています。

① 障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業の月額上限額

障がい者本人及びその配偶者（障がい児の場合は住民票上の世帯全員）の課税状況や収入により決定されます。

なお、サービス等利用計画に係る計画相談支援・障害児相談支援については、その全額が公費負担となります（利用者負担はありません。）。

		課税収入状況	負担上限月額	
			障がい者	障がい児
		生活保護世帯	0円	
市民税 非課税世帯	低所得		0円	
市民税 課税世帯	課税1	市民税所得割16万円未満 (※児童は28万円未満)	9,300円	4,600円
	課税2	市民税所得割16万円以上 (※児童は28万円以上)	37,200円	

※障害児通所支援の利用者のうち、2人以上の乳幼児がいる世帯においては、さらに自己負担額が軽減される場合（**多子軽減措置**）もあります。詳しくは、障がい者支援課にお尋ねください。

※障がい児の保護者が単身赴任しており、住民票を移している場合、単身赴任している保護者についても同一世帯であるとみなして決定します。

- ② 高額障害福祉サービス費
同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する方が複数おられる場合や、障害福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用された場合に、世帯全体での利用者負担額が軽減されます（償還払い方式）。
- ③ 食費等実費負担の軽減措置
入所施設では、食費等の実費負担をしても、手元に一定額以上残るように補足給付を行います。
- ④ 生活保護への移行防止
各種の負担軽減策を講じても、定率負担や食費等の実費負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額上限額を引き下げます。また、施設入所者が、食費等実費負担が重いことにより、生活保護の対象となる場合も定率負担にあわせて食費等実費負担も引き下げます。
- ⑤ 複数の制度を利用された場合の利用者負担軽減措置
障害福祉サービス、補装具費支給制度、自立支援医療制度、地域生活支援事業について、これらのうちの複数の制度を利用された場合、課税・収入状況に応じて、支払われた費用の一部を後からお返しできる場合があります。詳しくは障がい者支援課の窓口でご相談ください。
- ⑥ 65歳に至るまでの相当の長期間にわたり、障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が引き続き、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により、軽減（償還）できる制度があります。詳しくは、障がい者支援課・高齢介護課の窓口でご相談ください。
- ⑦ 就学前の障がい児を支援するため、下記のサービスについては、対象者の利用者負担が無料となります。
(無料となるサービス)
- ・ 児童発達支援
 - ・ 福祉型障害児入所施設
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援
 - ・ 保育所等訪問支援
- (対象となる期間)
対象児が、満3歳になって初めての4月1日から最大3年間（年長児まで）
※利用者負担以外の費用（材料費や、食費等の実費で負担するもの）は、直接利用施設にお支払いください。

(6) 障害福祉サービス等の対象疾病（難病等）

難病等の方も、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等※の受給が可能です。医療費の助成については、42ページをご確認ください。

◇対象者 政令に定める369疾病

◇手続き 対象疾患に罹患していることが分かる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、障がい者支援課の窓口で申請してください。申請後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できるようになります。

※ 障害福祉サービス等…障害福祉サービスのほか、相談支援、補装具、地域生活支援事業、障害児通所支援

障害者総合支援法の対象疾病一覧①

(令和6年4月1日現在)

1	アイカルディ症候群	26	ウィリアムズ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	27	ウィルソン病	52	家族性地中海熱
3	I g A 腎症	28	ウエスト症候群	53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
4	I g G 4 関連疾患	29	ウェルナー症候群	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	30	ウォルフラム症候群	55	カナバン病
6	アジソン病	31	ウルリッヒ病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	32	HTRA1 関連脳小血管病	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	33	HTLV-1 関連脊髄症	58	ガラクトース-1-リン酸グリシルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	34	ATR-X 症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	35	ADH 分泌異常症	60	加齢黄斑変性
11	アラジール症候群	36	エーラス・ダンロス症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	37	エプスタイン症候群	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)
13	アレキサンダー病	38	エプスタイン病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	39	エマヌエル症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ピクスラー症候群	40	M E C P 2 重複症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	41	遠位型ミオパチー	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	42	円錐角膜	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	43	黄色靱帯骨化症	68	ギャロウェイ・モフト症候群
19	1 p 3 6 欠失症候群	44	黄斑ジストロフィー	69	急性壊死性脳症
20	遺伝性自己炎症疾患	45	大田原症候群	70	急性網膜壊死
21	遺伝性ジストニア	46	オクシピタル・ホーン症候群	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	47	オスラー病	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性膵炎	48	カーニー複合	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	50	潰瘍性大腸炎	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)

障害者総合支援法の対象疾病一覧②

(令和6年4月1日現在)

76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	115	高チロシン血症3型	154	修正大血管転位症
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	116	後天性赤芽球癆	155	ジュベール症候群関連疾患
78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	117	広範脊柱管狭窄症	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
79	筋萎縮性側索硬化症	118	膠様滴状角膜ジストロフィー	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
80	筋型糖原病	119	抗リン脂質抗体症候群	158	神経細胞移動異常症
81	筋ジストロフィー	120	コケイン症候群	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
82	クッシング病	121	コステロ症候群	160	神経線維腫症
83	クリオピリン関連周期熱症候群	122	骨形成不全症	161	神経有棘赤血球症
84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	123	骨髄異形成症候群	162	進行性核上性麻痺
85	クルーゾン症候群	124	骨髄線維症	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
86	グルコーストランスポーター1欠損症	125	ゴナドトロピン分泌亢進症	164	進行性骨化性線維異形成症
87	グルタル酸血症1型	126	5p欠失症候群	165	進行性多巣性白質脳症
88	グルタル酸血症2型	127	コフィン・シリス症候群	166	進行性白質脳症
89	クロウ・深瀬症候群	128	コフィン・ローリー症候群	167	進行性ミオクロヌステんかん
90	クローン病	129	混合性結合組織病	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
91	クローンカイト・カナダ症候群	130	鰓耳腎症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
92	癩癩重積型(二相性)急性脳症	131	再生不良性貧血	170	スタージ・ウェーバー症候群
93	結節性硬化症	132	サイトメガロウイルス角膜内皮炎	171	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
94	結節性多発動脈炎	133	再発性多発軟骨炎	172	スミス・マギニス症候群
95	血栓性血小板減少性紫斑病	134	左心低形成症候群	173	スモモン
96	限局性皮質異形成	135	サルコイドーシス	174	脆弱X症候群
97	原発性局所多汗症	136	三尖弁閉鎖症	175	脆弱X症候群関連疾患
98	原発性硬化性胆管炎	137	三頭酵素欠損症	176	成人発症スチル病
99	原発性高脂血症	138	CF C 症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
100	原発性側索硬化症	139	シェーグレン症候群	178	脊髄空洞症
101	原発性胆汁性胆管炎	140	色素性乾皮症	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
102	原発性免疫不全症候群	141	自己食空胞性ミオパチー	180	脊髄髄膜瘤
103	顕微鏡的大腸炎	142	自己免疫性肝炎	181	脊髄性筋萎縮症
104	顕微鏡的多発血管炎	143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	182	セピアブレリン還元酵素(SR)欠損症
105	高IgD症候群	144	自己免疫性溶血性貧血	183	前眼部形成異常
106	好酸球性消化管疾患	145	四肢形成不全	184	全身性エリテマトーデス
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	146	シトステロール血症	185	全身性強皮症
108	好酸球性副鼻腔炎	147	シトリン欠損症	186	先天異常症候群
109	抗糸球体基底膜腎炎	148	紫斑病性腎炎	187	先天性横隔膜ヘルニア
110	後縦靭帯骨化症	149	脂肪萎縮症	188	先天性核上性球麻痺
111	甲状腺ホルモン不応症	150	若年性特発性関節炎	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
112	拘束型心筋症	151	若年性肺気腫	190	先天性魚鱗癬
113	高チロシン血症1型	152	シャルコー・マリー・トゥース病	191	先天性筋無力症候群
114	高チロシン血症2型	153	重症筋無力症	192	先天性グリコシルセラミド(GPI)欠損症

障害者総合支援法の対象疾病一覧③

(令和6年4月1日現在)

193	先天性三尖弁狭窄症	232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	271	肺動脈性肺高血圧症
194	先天性腎性尿崩症	233	中毒性表皮壊死症	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
195	先天性赤血球形成異常性貧血	234	腸管神経節細胞僅少症	273	肺胞低換気症候群
196	先天性僧帽弁狭窄症	235	T R P V 4 異 常 症	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
197	先天性大脳白質形成不全症	236	T S H 分 泌 亢 進 症	275	バッド・キアリ症候群
198	先天性肺静脈狭窄症	237	TNF受容体関連周期性症候群	276	ハンチントン病
199	先天性風疹症候群	238	低ホスファターゼ症	277	汎発性特発性骨増殖症
200	先天性副腎低形成症	239	天 疱 瘡	278	PCDH19 関連症候群
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	240	特発性拡張型心筋症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
202	先天性ミオパチー	241	特発性間質性肺炎	280	肥厚性皮膚骨膜症
203	先天性無痛無汗症	242	特発性基底核石灰化症	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
204	先天性葉酸吸収不全	243	特発性血小板減少性紫斑病	282	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
205	前頭側頭葉変性症	244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	283	肥大型心筋症
206	繊毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	245	特発性後天性全身性無汗症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
207	早期ミオクロニー脳症	246	特発性大腿骨頭壊死症	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
208	総動脈幹遺残症	247	特発性多中心性キャッスルマン病	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
209	総排泄腔遺残	248	特発性門脈圧亢進症	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
210	総排泄腔外反症	249	特発性両側性感音難聴	288	非典型溶血性尿毒症症候群
211	ソトス症候群	250	突 発 性 難 聴	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	251	ド ラ ベ 症 候 群	290	皮膚筋炎/多発性筋炎
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	252	中 條 ・ 西 村 症 候 群	291	びまん性汎細気管支炎
214	大脳皮質基底核変性症	253	那 須 ・ ハ コ ラ 病	292	肥満低換気症候群
215	大理石骨病	254	軟 骨 無 形 成 症	293	表皮水疱症
216	ダウン症候群	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	294	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)
217	高安動脈炎	256	22q11.2欠失症候群	295	V A T E R 症 候 群
218	多系統萎縮症	257	乳幼児肝巨大血管腫	296	ファイファー症候群
219	タナトフォリック骨異形成症	258	尿素サイクル異常症	297	ファロー四徴症
220	多発血管炎性肉芽腫症	259	ヌ ー ナ ン 症 候 群	298	ファンconi貧血
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	260	衾 ^パ 行症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症	299	封入体筋炎
222	多発性軟骨性外骨腫症	261	ネ フ ロ ン 癆	300	フェニルケトン尿症
223	多発性嚢胞腎	262	脳クレアチン欠乏症候群	301	フォンタン術後症候群
224	多脾症候群	263	脳 腱 黄 色 腫 症	302	複合カルボキシラーゼ欠損症
225	タンジール病	264	脳内鉄沈着神経変性症	303	副甲状腺機能低下症
226	単心室症	265	脳表ヘモジデリン沈着症	304	副腎白質ジストロフィー
227	弾性線維性仮性黄色腫	266	膿 疱 性 乾 癬	305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
228	短腸症候群	267	嚢胞性線維症	306	ブラウ症候群
229	胆道閉鎖症	268	パーキンソン病	307	プラダー・ウィリ症候群
230	遅発性内リンパ水腫	269	バージャー病	308	プリオン病
231	チャージ症候群	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	309	プロピオン酸血症

障害者総合支援法の対象疾病一覧④

(令和6年4月1日現在)

310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	330	慢性再発性多発性骨髄炎	350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
311	閉塞性細気管支炎	331	慢性腭炎	351	4p欠失症候群
312	β -ケトチオラーゼ欠損症	332	慢性特発性偽性腸閉塞症	352	ライソゾーム病
313	ベージェット病	333	ミオクロニー欠神てんかん	353	ラスムッセン脳炎
314	ベスレムミオパチー	334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	354	ランゲルハンス細胞組織球症
315	ヘパリン起因性血小板減少症	335	ミトコンドリア病	355	ランドウ・クレフナー症候群
316	ヘモクロマトーシス	336	無虹彩症	356	リジン尿性蛋白不耐症
317	ペリー病	337	無脾症候群	357	両側性小耳症・外耳道閉塞症
318	ペルーシド角膜辺縁変性症	338	無 β リボタンパク血症	358	両大血管右室起始症
319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	339	メープルシロップ尿症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
320	片側巨脳症	340	メチルグルタコン酸尿症	360	リンパ脈管筋腫症
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	341	メチルマロン酸血症	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	342	メビウス症候群	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症	343	メンケス病	363	レーベル遺伝性視神経症
324	ホモシスチン尿症	344	網膜色素変性症	364	レチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
325	ポルフィリン症	345	もやもや病	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
326	マリネスコ・シェーグレン症候群	346	モワット・ウイルソン症候群	366	レット症候群
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	347	薬剤性過敏症症候群	367	レノックス・ガストー症候群
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多薬性運動ニューロパチー	348	ヤング・シンプソン症候群	368	ロスムンド・トムソン症候群
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

4 しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援

(1) しょうがいじつうしょしえん しゅるい ないよう 障害児通所支援の種類と内容

児童発達支援	日常生活の基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。また、上下肢または体幹の機能の障がいのある児童に、児童発達支援と治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校休業中において、生活能力向上の訓練や創作活動などを行います。
保育所等訪問支援	保育所に通う又は乳児院、児童養護施設に入所している障がいのある児童が、集団生活に適応できるよう支援します。
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成などにより、適切なサービス利用や課題の解決を支援します。

(2) しょうがいじつうしょしえんりようてつづ なが 障害児通所支援利用手続きの流れ

障害児通所支援を利用するには、所定の手続きが必要です。
詳しくは、障がい者支援課までお問い合わせください。

1 利用申請

向日市が窓口ですので、障がい者支援課へお越してください。

- ① 所定の申請書に必要な事項を記入します。
- ② 利用者負担額を決定するため、家族全員の同意書を添付します。
(家族全員とは、住民票上の同一世帯全員を指します。)

2 意向調査等

向日市の職員が、児童と保護者と面談し、心身の状況や置かれている環境についてお尋ねします。また、サービスの利用意向についてもお伺いします。

3 障害児支援利用計画案の提出 (障害児相談支援)

向日市から申請者に、サービス等利用計画案の提出を依頼します。
指定障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画案を、市に提出します。

支給決定にあたっては、児童相談所等に意見を求めることもあります。

(これに代えて、セルフケアプラン等を提出することもできます。)

4 支給決定

意向調査、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を踏まえ支給決定を行います。

5 障害児支援利用計画の作成

指定障害児相談支援事業者から、今回の支給決定に係る障害児支援利用計画を受け取ります。

6 サービスの利用と利用者負担金の支払い

サービスの提供を受け、利用者負担金を月額上限額に達するまでサービス提供指定事業者にお支払いください。

7 モニタリングの実施

支給決定時に定めた期間ごとに、現在のサービスが適切かどうか利用者の心身の状況・環境等を確認し、必要に応じてサービス等利用計画及びサービスの見直しを行います。

(3) ^{りようしゃふたん}利用者負担について

実際にかかった費用の**原則 1割負担**になります。

なお、サービス等利用計画に係る障害児相談支援については、その全額が公費負担となります（利用者負担はありません。）。

月額上限額等の詳細は、21ページをご覧ください。

5 在宅福祉サービス

(1) 補装具費の支給・貸与

身体障がい児・者及び難病患者等の障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活をしやすくするために、障害者総合支援法に基づき補装具費を支給又は貸与します。補装具費の貸与の対象は、成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児など、購入より貸与の方が適切と考えられる場合に限り、対象種目などの詳細については、障がい者支援課にお問い合わせください。

- ◇対象者 身体障害者手帳の交付を受けている方、難病等の方
- ◇費用負担 原則1割負担（障がい者及びその配偶者（障がい児の場合は住民票上の世帯全員）の市民税課税状況等に応じて負担上限月額が決定されます。）
- ◇補装具の種類 _____ は児童のみ
 - ・ 肢体不自由……義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、
座位保持装置、起立保持具、頭部保持具、排便補助具、座位保持いす
 - ・ 視覚障がい……盲人安全つえ、義眼、眼鏡
 - ・ 聴覚障がい……補聴器、イヤモールド、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）
 - ・ 音声言語機能障がい……重度障がい者用意思伝達装置
- ◇適用 一部の補装具について、医師の意見書及び京都府家庭支援総合センターの判定が必要です。介護保険の対象となる方は、介護保険制度（福祉用具の貸与）が優先されますが、医師や京都府家庭支援総合センター等により身体状況に個別に対応が必要と判断された場合には、障がい者の制度が適用されることがあります。
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

◎補装具費支給制度の月額上限額

障がい者本人及びその配偶者（障がい児の場合は住民票上の世帯全員）の課税状況や収入により決定されます。※令和6年3月31日時点のものです。今後変わる可能性があります。

課税収入状況		負担上限月額	
		障がい者	障がい児
生活保護世帯		0円	
市民税 非課税世帯	低所得1	0円	
市民税 課税世帯	中間 1-1	市民税所得割16万円未満	
	中間 1-2	18,600円	37,200円
	一定所得以上	最多課税者の所得割 46万円以上	対象外

にちじょうせいかつようぐ きゅうふ
(2) 日常生活用具の給付

在宅の重度の障がい児・者が自力で日常生活を営めるよう用具を給付します。

◇対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者であって障がいの程度が次の表に該当する方、難病等の方

◇費用負担 原則1割負担

◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

《日常生活用具の内容》

内 容	対象者等	耐用年数
特殊寝台 (腕、脚等の訓練ができる器具が付いていて、原則として頭部、脚部の傾斜角度が調整できるもの)	下肢又は体幹機能障がい1・2級(原則として学齢児以上)	8年
特殊マット (褥瘡防止又は汚れ等を防ぐためにビニール等加工されたもの)	下肢若しくは体幹機能障がい1・2級(常時介護を要するものに限る。)又は重度・最重度の知的障がい(いずれも原則として3歳以上)	5年
特殊尿器 (尿が自動的に吸引されるもの)	下肢又は体幹機能障がい1級(常時介護を要するものに限る。)で原則として学齢児以上のもの	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい1・2級(原則として3歳以上で、入浴にあたって他人の介助を要するものに限る。)	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい1・2級(原則として学齢児以上で、下着交換等に他人の介助を要するものに限る。)	5年
移動用リフト ※天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい1級・2級(原則として3歳以上)	4年
訓練椅子(児童のみ)	下肢又は体幹機能障がい児1級・2級(原則として3歳以上)	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい児1・2級(原則として学齢児以上) ※難病の方については、別途お問い合わせください。	8年
入浴補助用具 (入浴時の移動、座位保持、浴槽への入水等を補助するもの) ※設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい(原則として3歳以上で、入浴にあたって他人の介助を要するもの)	8年
便器 (手すりを含む) ※取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい1・2級(原則として3歳以上)	8年
歩行補助杖 (T字状又は棒状の一本杖)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいで原則として学齢児以上のもの	3年
移動・移乗支援用具 (スロープ、手すり等で、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具) ※設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい(原則として3歳以上)で、家庭内の移動等に介助を要するもの	8年

内 容	対象者等	耐用年数
頭部保護帽	重度・最重度の知的障がい及び精神障がいで、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの並びに平衡機能、下肢、体幹機能障がい（いずれも原則として3歳以上）	3年
特殊便器 （足踏みペダルで温水温風を出すことができるもの） ※取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢機能障がい1・2級及び重度・最重度の知的障がい児・者（いずれも学齢児以上）	8年
火災警報器（1世帯に2台が限度）	身体障がいの等級が1・2級又は重度・最重度の知的障がい（いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい児・者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	8年
自動消火器		
電磁調理器	視覚障がい1級・2級（18歳以上で盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯） 重度・最重度の知的障がい者（18歳以上）	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい1級・2級（原則として学齢児以上）	10年
聴覚障がい者用屋内信号装置 （音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。）	聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯、原則として学齢児以上）	10年
透析液加温器	じん臓機能障がい1・3級（原則として3歳以上）	5年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい1・3級又は同程度の身体障がいを有するもの（原則として学齢児以上）	5年
電気式たん吸引器		
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい児・者	10年
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装置が必要なもの	5年
盲人用体温計（音声式）	視覚障がい1級・2級（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯、原則として学齢児以上）	5年
盲人用体重計		
携帯用会話補助装置 （携帯式で、ことばを音声又は文章に変換するもの）	音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由で発声・発語に著しい障がいを有するもの（原則として学齢児以上）	5年
情報・通信支援用具 （パソコン周辺機器及びアプリケーションソフト）	視覚又は上肢機能障がい1級・2級で原則として学齢児以上のもの（同一対象者への給付は1回限り。）	—
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重複障がい（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）で、必要と認められるもの（原則として学齢児以上）	6年
点字器（点筆含む。）	視覚障がいで点字器を必要とするもの	標準：7年
		携帯用：5年
点字タイプライター	視覚障がい1・2級（原則として就学・就労しているもの又は就労が見込まれるもの）	5年

内 容	対象者等	耐用年数
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい1級・2級（原則として学 齡児以上）	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置		
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい、本装置により文字等 を読むことが可能になるもの（原則と して学齡児以上）	8年
盲人用時計（触読式・音声式）	視覚障がい1級・2級（原則として学 齡児以上） ※触読式時計の使用が困難な場合のみ 音声式時計	10年
聴覚障がい者用通信装置 （電話に接続して音声の代わりに文字等 により通信が可能な装置）	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障 がい、有するものであって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手段として 必要と認められるもの	5年
聴覚障がい者用情報受信装置 （字幕及び手話通訳付きの番組をテレビ 画面に表示でき、かつ、災害時の緊急信 号を受信する装置）	聴覚障がい、本装置によりテレビの 視聴が可能になるもの	6年
人工喉頭（笛式又は電動式）	喉頭を摘出したもの	笛式：4年
		電動式：5年
視覚障がい児・者用ワードプロセッサ ー（入力した文章が自動的に点字に変換さ れ、点字プリンターと連動して点字文書 の作成及び音声化ができるもの）	視覚障がい、本装置により点字の 作成が可能になるもの	—
点字図書 （辞書等一括購入しなければならないも のを除き、年間6タイトル又は24巻を 限度とする。）	主に情報の入手を点字によっている視 覚障がい児・者	—
ストーマ装具（消化器系） （皮膚保護材や袋を身体に密着させるも のを含む。）	直腸機能障がい	—
ストーマ装具（尿路系） （皮膚保護材や袋を身体に密着させるも のを含む。）	膀胱機能障がい	—
紙おむつ等 （紙おむつ サラシ・ガーゼ・脱脂綿 洗腸用具）	脳性麻痺等の全身性障がい 直腸又は膀胱機能障がい児・者でスト ーマ用装具の使用が困難なもの等	—
収尿器 （採尿器と蓄尿袋で構成され尿の逆流防 止装置をつけるもの）	高度の排尿機能障がい	1年
居室生活動作補助用具（1住宅につき原 則1回限りとする。） 1 手すりの取り付け 2 段差の解消 3 滑り防止及び移動の円滑化等のため の床又は通路面の材料の変更 4 引き戸等への扉の取り替え 5 洋式便器等への便器の取り替え 6 その他前各号の住宅改修に付帯して 必要となる住宅改修	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以 前の非進行性の脳病変による運動機能 障がい（移動機能障がいに限る。）を 有する3級以上のもの（学齡児以上） ただし、特殊便器への取替えは上肢障 がい2級以上のもの	—

※給付対象となる日常生活用具は令和6年1月1日現在のものです。

今後、内容等に変更が生じることがあります。

(3) 日常生活用具の貸与

内 容	対 象 者
福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障がい者1・2級（学齢児以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（障がい児・者のみの世帯又は、これに準ずる世帯）

- ◇貸与の条件 市町村民税非課税世帯
 ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(4) 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

小児慢性特定疾患児が、在宅で日常生活を営めるよう、用具を給付します。

- ◇対 象 者 ①京都府小児慢性特定疾患治療研究事業の対象である18歳未満の方
 ②18歳までに京都府小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者となり、引き続き治療が必要な20歳までの方
 ◇費用負担 本人又は扶養義務者の所得により負担額が決定されます。

《小児慢性特定疾患児日常生活用具の内容》

内 容	対 象 者
便器	常時介護を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊便器	上肢機能に障がいのある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
車椅子	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者
クールベスト	体温調節が著しく難しい者
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がん又は神経障がいを起こすことがある者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある者
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
ストーマ装具（消化器系、尿路系）	人工肛門又は人工膀胱を造設した者
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者

- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(5) 軽・中等度難聴児支援事業

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入又は修理に必要な費用の一部を助成します。

- ◇対象者 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中等度の難聴児
- ◇費用負担 原則、購入又は修理を希望する補聴器の基準額の3分の1（住民票上の世帯全員の市民税課税状況等に応じて負担額が決定されます。）
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(6) 移動支援事業

障がいがあり、屋外での移動が困難な方に、外出する際の支援を行います。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適切でない外出を除き、原則として1日の範囲で用務を終えるものに限ります。

- ◇利用時間 月に16時間が上限です。
- ◇費用負担 身体介護を伴う場合…原則1割負担
身体介護を伴わない場合…無料
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(7) 障がい者入浴サービス事業

家庭の浴室での入浴が困難な重度身体障がい児・者、重度知的障がい児・者に入浴サービスを行います。

- 〔施設入浴〕 施設を利用して入浴します（送迎あり）。
- 〔訪問入浴〕 移動が困難な方に移動入浴車を家庭に派遣し入浴します。

- ◇利用時間 週に2回が上限です。
- ◇対象者 重度の身体障がい児・者及び知的障がい児・者
- ◇費用負担 原則1割負担
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(8) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業、自立訓練事業、更生訓練を受けている身体障がい者に更生訓練費が支給されます。ただし、生活保護受給者又はこれに準ずる方に限ります。

(9) 施設入所者就職支度金給付事業（向日市独自事業）

更生訓練を終了又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった方に対して、就職支度金が支給されます。

(10) 訪問生活介護事業

心身の障がいのために日中における通所サービスの利用が困難な方に対し、日中活動や社会参加の機会を提供するため、居宅に支援員を派遣するものです。

(11) 日中一時支援事業

障がい者等を日常的に介護している家族の就労支援及び休息を目的として、障がい者等が日中に活動できる場を確保し、介護者の負担を軽減します。

- ◇利用時間 月に10時間、年間120時間が上限です。
- ◇費用負担 原則1割負担
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(12) 生活サポート事業 (向日市独自事業)

障害者総合支援法の介護給付費支給の決定を受けられない方が、日常生活に関する支援や家事援助等を必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣して日常生活の支援を行います。

- ◇対象者 日常生活を営む上で、支援を必要とする障がい児・者で、障害支援区分認定審査会で、障害支援区分に該当しないと判定された方
※その他、特に利用対象者として認めた場合にも対象になることがあります。
- ◇利用時間 月に30時間が上限です。
- ◇費用負担 原則1割負担
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(13) 身体障害者自動車運転免許証取得教習費助成

身体障がい者が自動車の運転免許を取得した場合に、教習に要した経費の3分の2を助成します。

- ◇支給限度額 10万円 (所得制限があります。)
- ◇対象者 下表に該当する等級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、次の条件のいずれにも該当する方
 - i 教習開始3か月前から助成金交付申請日まで引き続き向日市内に住所を有する方
 - ii 第1種普通自動車運転免許証の交付を受けた方で、免許証交付の日から1か月以内に助成金交付申請をした方

障がいの区分	障がいの級別	備 考
聴覚障がい	2級～4級	上肢機能障がい4級～6級の方については、運転免許証に当該障がいを事由に、自動車の改造の条件が付されている方に限ります。
音声、言語又はそしゃく機能障がい	3級及び4級	
平衡機能障がい	3級及び5級	
上肢機能障がい	1級～6級	
下肢機能障がい		
移動機能障がい		
体幹機能障がい	1級～3級及び5級	
心臓機能障がい	1級、3級及び4級	
腎臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう・直腸機能障がい		
小腸機能障がい		

- ◇取得の条件 身体障がいの方が運転免許を取得するには、運転免許試験場で運転適性についての検査を受け、障がいの状況に応じて免許の条件を受ける必要があります。知的障がいや精神障がいの方についても、運転免許試験場で運転適性相談を受け付けています。詳細については、運転免許試験場又は所轄警察署へお問い合わせください。

※問合せ先

- ・運転免許試験場（自動車運転免許試験場） TEL 631-5181
- ・向日町警察署 TEL 921-0110

- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(14) 自動車改造費助成

肢体障がい者が就労等のために自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成します。

- ◇支給限度額 10万円（所得制限があります。）
ただし、両上肢機能障がい1級の方の改造に要する経費の助成額については、その都度協議により決定します。
- ◇対象者 下記に該当する等級の身体障害者手帳の交付を受けた方で、就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の駆動装置、操向装置の一部を改造する必要のある方（公安委員会より自動車改造を条件として交付された運転免許証を所持する等）

障がいの区分	障がいの級別
上肢機能障がい	1級～3級
下肢機能障がい	1級～4級
体幹機能障がい	1級～3級

- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

6 医療

(1) 自立支援医療（更生医療）

身体の機能障がい除去、又は軽減し日常生活や職業生活に適応するように改善するための医療を受ける場合に医療費の一部が軽減されます。なお、本人又は家族の所得に応じて負担上限月額の設定があります（所得制限あり）。

◇対象者 身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方

◇費用負担 原則として、かかった医療費総額の1割

※市民税所得割額が一定額以上の場合は認定されない場合があります。

◇申請手続きに必要なもの

① 申請書（市役所にあります。）

② 意見書・概算内訳書（市役所にあります。医療機関が記入します。）

③ 健康保険証（同じ医療保険に加入している方全員分）

④ 印鑑（自署の場合、不要）

⑤ 同意書（市役所にあります。同意書に基づき、本市が保有する課税台帳等を参照します。転入の時期によって前住地の市町村が発行する課税証明書が必要な場合があります。）

⑥ 特定疾病療養受療証（人工透析が必要な慢性腎不全の方及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方のみ）

⑦ 受診者の年金証書や受給額が分かる書類

※市民税非課税世帯で、受診者が年金や手当などを受給している場合

⑧ 個人番号（マイナンバー）記入に伴う必要書類 【背表紙裏面参照】

◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

◇その他 認定された方には、自立支援医療（更生医療）受給者証が交付されます。受給者証に記載された病院、薬局等の窓口で受給者証を提示してください。

《更生医療の対象となる手術等の例》

障がい部位	手術・治療例
心 臓	ペースメーカー植込み術、弁置換術、経皮的冠動脈形成術等
腎 臓	人工透析、腎移植等
小 腸	中心静脈栄養法
肢 体	人工関節置換術、関節形成術等
視 覚	網膜剥離術、水晶体摘出術等
聴 覚	人工内耳、鼓膜剥離術等
音声言語 そしゃく	口唇形成術、歯科矯正治療等
免疫機能	抗HIV療法、免疫調節療法
肝 臓	肝移植等

(2) 自立支援医療（育成医療）

肢体不自由、視覚障がい、聴覚、平衡機能障がい、音声、言語機能障がい、心臓疾患、腎臓疾患その他先天性内臓疾患等のある児童が手術等の医療を受けることにより、確実な治療効果が期待できる場合に医療費の一部が軽減されます。なお、家族等の所得に応じて負担上限月額の設定があります（所得制限あり）。

- ◇対象者 18歳未満の身体障がい児（身体障害者手帳の所持は問いません。）
- ◇費用負担 原則として、かかった医療費総額の1割
※市民税所得割額が一定額以上の場合は認定されない場合があります。詳しくは窓口でご相談ください。
- ◇申請手続きに必要なもの
 - ① 申請書（市役所にあります。）
 - ② 意見書（市役所にあります。医療機関が記入します。）
 - ③ 健康保険証（同じ医療保険に加入している方全員分）
 - ④ 印鑑（自署の場合、不要）
 - ⑤ 同意書（市役所にあります。同意書に基づき、本市が保有する課税台帳等を参照します。転入の時期によって前住地の市町村が発行する課税証明書が必要な場合があります。）
 - ⑥ 特定疾病療養受療証（人工透析が必要な慢性腎不全の方及び血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の方のみ）
 - ⑦ 受診者の年金証書や受給額が分かる書類
※市民税非課税世帯で、保護者が年金や手当などを受給している場合
 - ⑧ 個人番号（マイナンバー）記入に伴う必要書類 【背表紙裏面参照】
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800
- ◇その他 認定された方には、自立支援医療（育成医療）受給者証が交付されます。受給者証に記載された病院、薬局等に受給者証を提示してください。

(3) 自立支援医療（精神通院医療）

指定自立支援医療機関への通院により精神障がいの医療を受けている場合に医療費の一部が軽減されます。なお、本人又は家族の所得に応じて負担上限月額の設定があります（所得制限あり）。

- ◇費用負担 原則として、かかった医療費総額の1割
- ◇申請手続きに必要なもの
 - ① 申請書（市役所にあります。）
 - ② 診断書（市役所にあります。医療機関が記入します。）
 - ③ 健康保険証（同じ医療保険に加入している方全員分）
 - ④ 印鑑（自署の場合、不要）

⑤ 同意書（市役所にあります。同意書に基づき、本市が保有する課税台帳等を参照させていただきます。転入の時期によっては、前住所地の市町村が発行する課税証明書が必要な場合があります。）

⑥ 個人番号（マイナンバー）記入に伴う必要書類 【背表紙裏面参照】

◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

◇その他 認定された方には、京都府から自立支援医療（精神通院）受給者証が交付され、市から受給者証を送付します。受給者証に記載された病院、薬局等の窓口で受給者証を提示してください。費用負担が必要な方は自己負担上限額管理票（通院ノート）も提示してください。

◎自立支援医療の月額上限額【健康保険の世帯単位】

健康保険上の世帯全員の方の課税状況や収入により決定されます。

※入院時の食費（標準負担額）は、自己負担となります。

【更生医療・精神通院医療】

課税・収入状況		負担上限月額			
		国が定めた上限額		京都府と府内市町村が定めた上限額	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
生活保護世帯		0円		0円	
非課税世帯 市民税	低所得1 収入80万円以下	2,500円		1,250円	
	低所得2-1 低所得1以外で、収入が障害基礎年金1級及び特障手当のみ	5,000円			
	低所得2-2 低所得2-1以外	2,500円			
課税世帯 市民税	中間1 市民税所得割3万3千円未満	医療保険の負担上限	5,000円	10,000円	2,500円
	中間2-1 市民税所得割16万円未満		10,000円	18,600円	5,000円
	中間2-2 市民税所得割23万5千円未満			37,200円	
	対象外 市民税所得割23万5千円以上	対象外	※20,000円	対象外	20,000円

※経過的特例

【育成医療】

課税・収入状況		負担上限月額			
		国が定めた上限額		京都府と府内市町村が定めた上限額	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
生活保護世帯		0円		0円	
非課税世帯 市民税	低所得1 収入80万円以下	2,500円		1,250円	
	低所得2-1 低所得1以外で、収入が障害基礎年金1級及び特障手当のみ	5,000円			
	低所得2-2 低所得2-1以外	2,500円			
課税世帯 市民税	中間1 市民税所得割3万3千円未満	※5,000円	5,000円	※5,000円 (10,000円)	2,500円
	中間2-1 市民税所得割16万円未満	※10,000円	10,000円	※10,000円 (18,600円)	5,000円
	中間2-2 市民税所得割23万5千円未満			※10,000円 (37,200円)	
	対象外 市民税所得割23万5千円以上	対象外	※20,000円	対象外	20,000円

※経過的特例

重度かつ継続（高額治療継続者）の範囲

○疾病、症状等から対象となる場合

更生・育成＝心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害（平成22年4月1日以降の肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

精神＝①統合失調症、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）

②精神医療に一定以上の経験を有する医師が重度かつ継続に該当すると判断された方

○疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる場合

更生・育成・精神＝医療保険の多数該当者

（4）自立支援医療（特別対策事業）

国制度の自立支援医療（更生医療）の対象とならない以下の内容について、医療費の一部が負担されます。なお、本人又は家族の所得に応じて負担上限月額の設定があります（所得制限あり）。

- ◇対象者 身体障害者手帳3級を所持されている方で、
- ① 呼吸器の機能障がいにて在宅酸素療法を受けている方
 - ② ぼうこう又は直腸の機能障がいとなった原因疾患及びストマ周辺の感染防止等の治療を受けている方
- ◇対象医療
- ① 在宅酸素療法に係る医療（薬剤に関する経費は対象外）
 - ② ぼうこう又は直腸機能障がいの原因となった疾患及びストマ（人工肛門、人工ぼうこう）周辺の感染防止等の治療に係る医療
- ◇費用負担 原則として、かかった医療費の1割

◇申請手続きに必要なもの

- ① 申請書（市役所にあります）
- ② 意見書（市役所にあります）
- ③ 健康保険証（同じ医療保険に加入している方全員分）
- ④ 印鑑（自署の場合、不要）
- ⑤ 同意書（市役所にあります。同意書に基づき、本市が保有する課税台帳等を参照します。転入の時期によって前住地の市町村が発行する課税証明書が必要な場合があります。）
- ⑥ 受診者の年金証書や受給額が分かる書類

※市民税非課税世帯で、受診者が年金や手当などを受給している場合

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

◇その他 認定された方には、自立支援医療（特別対策事業）受給者証が交付されます。受給者証に記載された病院、薬局等に受給者証を提示してください。

(5) 福祉医療（障がい者医療）

医療保険による医療を受けた場合、医療保険各法による医療費の自己負担額（入院時の食事療養費を除く）を助成します（本人及び家族の所得による制限があります）。

◇対象者 次のいずれかに該当する75歳未満かつ後期高齢者医療の被保険者でない心身障がい児・者で、所得が規定する額を超えない方

- ① 身体障害者手帳の等級が1級・2級の方
- ② 身体障害者手帳の等級が3級で世帯全員が市民税非課税世帯の方
- ③ 療育手帳の判定がAの方または、IQ（DQ）が35以下の方
- ④ 身体障害者手帳3級を持ち、療育手帳IQ（DQ）が50以下の判定を受けた方（重複障がい）

◇給付額等 医療保険の自己負担相当額

◇窓 口 医療保険課 TEL 874-2798 FAX 932-0800

(6) 重度心身障がい老人健康管理事業

後期高齢者医療の被保険者が医療を受けた場合の一部自己負担額（入院時の食事療養費を除く）を助成します（本人及び家族の所得による制限があります）。

◇対象者 次のいずれかに該当する65歳以上の後期高齢者医療の被保険者である心身障がい者で、所得が規定する額を超えない方

- ① 身体障害者手帳の等級が1級・2級の方
- ② 身体障害者手帳の等級が3級で世帯全員が市民税非課税世帯の方
- ③ 療育手帳の判定がAの方または、IQ（DQ）が35以下の方
- ④ 身体障害者手帳3級を持ち、療育手帳IQ（DQ）が50以下の判定を受けた方（重複障がい）

- ◇給付額等 医療保険の自己負担相当額
- ◇窓口 医療保険課 TEL 874-2798 FAX 932-0800

(7) 後期高齢者医療こうきこうれいしゃいりょう

65歳以上で一定の障がいがある方は、後期高齢者医療の被保険者になることができます。

- ◇対象者 次のいずれかに該当する方
 - ① 身体障害者手帳の等級が1級、2級又は3級の方若しくは4級の一部の方
 - ② 療育手帳の判定がAの方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級又は2級の方
 - ④ 障害基礎年金の等級が1級又は2級の方
- ◇窓口 医療保険課 TEL 874-2798 FAX 932-0800

(8) 特定疾患に対する医療とくていしっかん たい いりょう

都道府県が指定する医療機関等で、受給者証に記載されている特定疾患に関して保険診療が行われた場合の医療費・介護費が公費負担されます（一部自己負担があります。）。

- ◇対象疾患 スモン（継続のみ）、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）難治性肝炎のうち劇症肝炎、重症急性膵炎（継続のみ）
- ◇窓口 乙訓保健所 TEL 933-1153 FAX 932-6910

(9) 指定難病に対する医療していなんびょう たい いりょう

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づく指定難病に罹患している方に対し、医療費が助成されます（一部自己負担があります。）。

- ◇対象疾患 パーキンソン病、ベーチェット病など338疾病
- ◇窓口 乙訓保健所 TEL 933-1153 FAX 932-6910

(10) 小児慢性特定疾病に対する医療しょうにまんせいとくていしっぺい たい いりょう

18歳未満で小児特定疾病に罹患している児童に対し、医療費が助成されます（一部自己負担があります。）。

- ◇対象疾患 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性心疾患など16疾患群（788疾病）
- ◇窓口 乙訓保健所 TEL 933-1153 FAX 932-6910

(11) 先天性血液凝固因子障がい等に対する医療

先天性血液凝固因子障がい等患者に対して、入院、通院、介護保険の医療系サービスに要する費用が公費負担されます。

◇対象者 先天性血液凝固因子障がい等患者（原則として20歳以上）

◇窓口 乙訓保健所 TEL 933-1153 FAX 932-6910

(12) 心身障がい児者に対する歯科医療

京都府歯科医師会が開設する、一般の歯科医院での治療が困難な障がいのある方を対象とした歯科診療施設です。

◇実施場所 〒604-8418 京都市中京区西ノ京東梅尾町1番地
京都歯科サービスセンター中央診療所（障害者歯科診療所）
TEL 812-8493 FAX 812-8815

◇利用方法 電話で予約してください。
予約受付時間：月曜日～金曜日の午前9時～午後5時15分

7 助 成

(1) 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請、障害基礎年金の裁定請求、特別障害者手当等の認定申請に必要な指定医師等の診断書作成料の一部を助成します。

※交付決定、裁定又は支給認定を受けた日から1年以内が期限です。

◇対象となる診断書

- ① 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳交付申請用診断書
- ② 障害基礎年金裁定請求用診断書（初回申請時のみ）
- ③ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当認定申請用診断書

◇助成限度額 2,000円

◇必要書類等 領収書・本人名義の口座番号がわかるもの

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(2) 住宅改修助成

障がい者が日常生活を容易にするために、住居の改修等の工事を行う場合に助成します。

◇対象工事

- ① 日常生活用具の取付工事
- ② 住宅改修工事
 - ・手すりの取り付け
 - ・段差の解消
 - ・引き戸等への扉の取り替え
 - ・洋式便器等への便器の取り替え
 - ・滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - ・その他改修に付帯して必要となる改修

◇対象者 在宅の方で、次の条件に該当のある方

対象工事① 療育手帳Aの方で、身体状況等から、住宅改修が必要と認められる方

対象工事② 身体障害者手帳1・2級の方

◇支給限度額 300,000円（所得制限があります。）

◇支給制限 日常生活用具給付等事業又は介護保険制度の住宅改修費の対象者については、これらの制度を優先し、当該制度の限度額（20万円）を超える部分について、10万円を上限として助成します。

◇申請の時期 この制度を利用しようとする方は必ず改修の前にご相談ください。着工後の申請は、理由の如何を問わず受け付けできません。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(3) 心身障害者扶養共済制度掛金補助（向日市独自制度）

心身障害者扶養共済制度加入に伴う掛金1口目の3分の1を補助します。

※京都府では掛金の納付が困難な方等に対して、減免があります。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

8 ^{いどう こうつうとう} 移動・交通等

(1) ^{うんちんわりびき}ぐるっとむこうバス運賃割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（障がい者手帳アプリ「ミライロID」を含む）をお持ちの方は手帳のご提示で運賃及びプレミアム乗車券が半額になります。介護者（付添人）割引はありません。詳しくは市HPをご確認ください。

- ◇利用方法 降車時に手帳をご提示ください。
- ◇プレミアム乗車券販売場所（車内販売はありません。）
 - ・市役所東向日別館3階 市民課
 - ・市役所本館1階 会計課
 - ・都タクシー（株）向日町営業所
 - ・阪急バス（株）向日出張所
- ◇問合せ まちづくり推進課 TEL 874-2942 FAX 922-6587

(2) ^{ふくし}福祉タクシーチケット（向日市独自制度）

外出が困難な障がい者に対し、タクシー料金の一部を助成することにより障がい者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進をはかります。

- ◇対象者 身体障害者手帳の下肢・体幹・移動機能1～3級、視覚1～2級、内部障がい1級、療育手帳Aをお持ちの方
- ◇助成額 1枚100円 ※申請月により、交付枚数が変わります。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
交付枚数	120枚	110枚	100枚	90枚	80枚	70枚
申請月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付枚数	60枚	50枚	40枚	30枚	20枚	10枚

ガソリンの給油にも、以下のスタンドでタクシー利用券が使用できます。

ENEOS 向日町SS	株式会社ユニス	向日市寺戸町西野辺 13-2	TEL 922-3171
ENEOS 南向日町SS		向日市上植野町吉備寺 2-1	TEL 932-4674

※利用できる時間 午前9時～午後8時

- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(3) ^{りょうきんわりびき}タクシー料金割引

京都府内の全事業所のタクシーに乗車する時、10%の割引を受けられます。

- ◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳を所持している方
※精神障害者手帳については、一部事業所で適用がありますので、乗車の際に乗務員にお尋ねください。

- ◇利用方法 乗車した時に、手帳を乗務員に提示してください。
- ◇問 合 せ 近畿運輸局京都運輸支局 TEL 681-9765
各タクシー会社

(4) じん臓機能障害者通院交通費助成

血液透析療法による治療を受けるため、その医療機関への通院に要する交通費の一部が公費負担されます。

- ◇対 象 者 身体障害者手帳の交付を受けている方で、通院による血液透析療法を受けている方
- ◇給付額等 月額10,000円を超える額の2分の1。この場合、通院交通費の額は、鉄道又は路線バスを利用した場合の最も経済的な通常の経路及び方法により算出します。
- ◇提出期日 3・4・5月分・・・6月1日～6月7日
6・7・8月分・・・9月1日～9月7日
9・10・11月分・・・12月1日～12月7日
12・1・2月分・・・3月1日～3月7日
- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(5) 交通運賃の割引

※第1種・第2種とは、旅客運賃割引の適用区分を表します。

第1種・第2種の区分については、身体障害者障害程度等級表（9、10ページ）もご参照ください。

① 鉄道各社の旅客運賃が次の基準により割引されます。

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種 身体障がい者 知的障がい者 (介護付)	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	5割	全 線
第2種 身体障がい者 知的障がい者 (本人のみ)	普通乗車券	5割	J R : 片道100km を超 えるとき 私鉄 : 片道101km 以上 のとき
12歳未満の第2種身 体・知的障がい者とそ の介護者	定期乗車券	5割	

※第1種の方が単独で乗車する時は、第2種と同じ扱いになります。

- ◇利用方法 窓口で乗車券を購入する時に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
- ◇問 合 せ 鉄道各社

② 路線バスの運賃が次の基準により割引されます。(京都市営バス、地下鉄も同様)

区 分	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種 身体障がい者 知的障がい者 (介護付)	普通乗車券	5割	全 線
	定期乗車券	3割 (地下鉄5割)	
第2種 身体障がい者 知的障がい者 (単独)	普通乗車券	5割	全 線
	定期乗車券	3割 (地下鉄5割)	

◇利用方法 運賃支払い時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示して割引料金を支払ってください。また、京都市営地下鉄の場合は、有人改札口で割引乗車券を購入してください。

◇問 合 せ 京都市バス協会 TEL 691-6517

③ 国内航空の運賃が、割引されます。

割引率や取扱区間は各航空会社で異なりますので、窓口でお問い合わせください。

区 分	割引対象者
身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者	満12歳以上の本人及び介護者

◇利用方法 航空券発売窓口到手帳を提示してください。

◇問 合 せ 各航空会社支店・営業所、指定代理店

(6) ちゅうしゃきんしじょがいていしゃひょうしょう 駐車禁止除外指定車標章

《駐車禁止除外措置の対象となる障がいの程度》

障がいの区分	身体障がい者	戦傷病者
視覚障がい	1級～4級の1	特別項症～第4項症
聴覚障がい	2級及び3級	
平衡機能障がい	3級	
上肢不自由	1級～2級の2	特別項症～第3項症
下肢不自由	1級～4級	
体幹不自由	1級～3級	特別項症～第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能：1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)	
	移動機能：1級～4級	
心臓機能障がい	1級及び3級	特別項症～第3項症
じん臓機能障がい	1級及び3級	特別項症～第3項症
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸機能障がい	1級及び3級	特別項症～第3項症
小腸機能障がい		

障がいの区分	身体障がい者	戦傷病者
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい	1級～3級	特別項症～第3項症

区 分	障がいの程度
知的障がい者	重度（A）
精神障がい者	1級

※このほか、小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象となります。

- ◇問 合 せ 向日町警察署（交通課） TEL 921-0110（代）
 京都府警察本部交通規制課 TEL 451-9111（代）
http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/chutai_c/jogai/

（7）ゆうりょうどうろつうこうりょうわりびき 有料道路通行料割引

西日本高速道路（株）等の管理する有料道路の料金が5割引きになります。オンライン (<https://www.expressway-discount.jp>) 又は市役所窓口で事前申請が必要です。

◇対 象 者

区分	運転者
第1種身体障がい者 第1種知的障がい者（療育手帳A）	障がい者本人又は介護者
第2種身体障がい者	障がい者本人のみ

- ◇利用方法 事前登録後、料金所で手帳を提示し、料金を支払ってください。
 ETC利用登録の方は無線通行（ノンストップ走行）が可能です。

- ◇除 外 軽トラックや営業用の自動車等には適用されません。

- ◇必要書類（市役所窓口での新規申請の場合）

E T Cを 利用しない場合	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 運転免許証（障がい者本人が運転する場合） ③ 自動車検査証等 ④ 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースの場合） ◇ 自動車を登録しない場合は、③④は不要です。
E T Cを 利用する場合	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 運転免許証（障がい者本人が運転する場合） ③ 自動車検査証等 ④ 割賦契約書又はリース契約書（割賦契約又は長期リースの場合） ⑤ E T Cカード（障がい者本人名義のもの）※ ⑥ E T C車載器セットアップ申込書・証明書等

※E T Cカードは、障がい者本人名義のものに限ります。ただし、未成年の第1種身体障がい者及び第1種知的障がい者の方については、親権者又は後見人名義のカードでも登録できます。

- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800
 ◇問 合 せ 有料道路E T C割引登録係 ※受付時間：平日午前9時～午後5時
 TEL 045-477-1233 FAX 045-474-1110

(8) 京都きょうとおもいやりちゅうしゃじょうりようしょうせいど 駐車場利用証制度

公共施設や商業施設などに設置されている車いすマーク駐車場を適正にご利用いただくため、京都府が府内共通の利用証を交付する制度です。

利用できる駐車場は、公共施設やショッピングセンターなど施設管理者の協力により施設の出入口に近い場所に設けられています。



◇交付対象 以下の基準に該当する方で、歩行や車の乗降が困難な方

《身体障がい者》		等級
視覚障がい		1級～4級
聴覚又は平衡機能の障がい	聴覚障がい	2級、3級
	平衡機能障がい	3級、5級
肢体不自由	上肢	1級、2級
	下肢	1級～6級
	体幹	1級～3級、5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障がい	1級、3級、4級	
じん臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸機能障がい		
小腸機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級	
肝臓機能障がい	1級～4級	

《知的障がい者》	療育手帳の障がいの程度が「A」の方
《精神障がい者》	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方
《難病患者》	特定疾患医療受給者票をお持ちの方、 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
《高齢者》	要介護状態区分が「要介護1」～「要介護5」の方
《妊産婦》	母子健康手帳取得時～産後12か月までの方 (産後は乳児同乗の場合のみ)
《けが人》	けが等により一時的に移動に配慮が必要な方
《その他》	診断書等により、歩行や乗降が困難と認められる方

◇窓 口 乙訓保健所 TEL 933-1154 FAX 932-6910

9 情報・コミュニケーション等

(1) 手話通訳者派遣

聴覚言語障がい者の社会生活において円滑な意思疎通を援助するため、手話通訳者を派遣します。

- ◇対象者 聴覚言語障がい者及び手話通訳者を必要とする市民
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(2) 要約筆記者派遣

中途失聴者、難聴者等の社会生活において円滑な意思疎通を援助するため、要約筆記者を派遣します。

- ◇対象者 中途失聴者、難聴者及び要約筆記者を必要とする市民
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(3) 重度障がい児者入院時コミュニケーション支援事業

意思の疎通が困難な重度の障がいがある方が入院した場合に、コミュニケーション支援員を入院先に派遣し、入院時のコミュニケーションを支援します。

詳しくは、障がい者支援課にご相談ください。

- ◇支援内容 日頃から本人を介護し、本人の意思を病院スタッフに伝えることができるホームヘルパー等をコミュニケーション支援員として病院に派遣し、病室等で医師や看護師等、病院スタッフに本人の意思を伝える等のコミュニケーション支援を行います。
- ◇費用負担 原則1割負担
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(4) 向日市声の広報 (向日市独自制度)

広報むこうの録音したCDを視覚障がい者に無料で貸し出します。

- ◇対象者 視覚障がい者
- ◇窓口 企画広報課 TEL 874-1398

(5) きょうと府民だより^{ふみん}文字拡大版^{もじかくだいばん}・点字版^{てんじばん}・音声版^{おんせいばん}

きょうと府民だより（毎月1日発行）の文字拡大版・点字版・音声版を希望する視覚障がい者に無料で郵送配布します。電話又はファクシミリでお申込みください。京都府ホームページ（きょうと府民だより）でも音声版をお聞きいただけます。

◇対象者 視覚障がい者

◇窓口 京都府広報課 TEL 414-4074 FAX 414-4075

(6) 携帯メールサービス^{けいたい}（向日市独自制度）

聴覚言語障がい者が市職員と円滑に意思疎通を行えるよう、向日市では携帯メールを所有しています。利用を希望される方は事前に登録が必要です。登録された方にメールアドレスをお知らせします。

◇対象者 聴覚言語障がい者

◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(7) 電話リレーサービス^{でんわ}

聴覚や発話に困難のある方（聴覚障がい者等）と聴覚障がい者等以外の者との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につながるサービスです。

サービスの利用を希望される方は、提供機関（一般財団法人 日本財団電話リレーサービス）にお問い合わせください。

◇問合せ 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

<https://nftrs.or.jp/>

TEL 03-6275-0912

※受付時間 午前9時30分～午後6時（年末年始を除く）

FAX 03-6275-0913 メール info@nftrs.or.jp

10 きのうくんれん 機能訓練

(1) しかくしょう 視覚障がい者 しやじゆんかいほこうくんれん 巡回歩行訓練

専門の歩行訓練士により、視覚障がい者を巡回訪問し、歩行訓練等日常生活の基本動作の訓練を行います。

◇対象者 視覚障がい者

◇問合せ 京都ライトハウス（鳥居寮） TEL 463-6455

(2) おんせいきのうしょうがいしやほっせいくんれん 音声機能障がい者発声訓練

喉頭摘出障がい者のために、発声訓練を実施しています。

◇会場 [京都教室] ひとまち交流館京都など
毎週水曜日 午後1時30分～（原則）

[南丹教室] 京都中部医療センターなど
第2・4土曜日 午後1時30分～（原則）

※開催日や時間は下記事務局にお問い合わせください。

◇問合せ 京都喉友会 <https://www.kyotokoyukai.com>
事務局 TEL・FAX 951-5609（林田方）

11 ねんきん てあてとう 年金・手当等

(1) とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当

20歳以上の方で、著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。ただし、所得による支給制限があります。

- ◇対象者 20歳以上の方で、次のいずれかに該当する方
- (1)別表アの障がいがあるとき
 - (2)別表アの障がいがあり、かつ、別表イの障がいがあるとき
(別表イの障がいは、別表アの障がいとは別の障がいである必要があります)
 - (3)上記(1)又は(2)と同程度以上の障がいがあるとき
(肢体不自由障がいにより日常生活動作に特に著しい制限がある方など)
- ◇支給制限 次のいずれかに該当するときは、手当を受給できません。
- ・障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所したとき
 - ・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所したとき
 - ・病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3か月を超えて入院したとき
 - ・本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えたとき
- ◇手当の額 月額28,840円（物価スライド制により改定あり）
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

《特別障害者手当の障がい程度 別表ア》

①	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
②	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③	両上肢の機能に著しい障がいがあるもの（両上肢のすべての指を欠くもの又は両上肢のすべての指の機能に著しい障がいがあるものを含む。）
④	両下肢の機能に著しい障がいがあるもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能の障がいにより座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいがあるもの
⑥	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

《特別障害者手当の障がい程度 別表イ》

①	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
②	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
③	平衡機能に極めて著しい障がいがあるもの
④	そしゃく機能を失ったもの
⑤	音声又は言語機能を失ったもの
⑥	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
⑦	1上肢の機能に著しい障がいがあるもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1

	上肢の全ての指の機能を全廃したもの
⑧	1 下肢の機能を全廃したもの又は1 下肢を大腿の2分の1 以上で欠くもの
⑨	体幹の機能に歩くことができない程度の障がい
⑩	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑪	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※（別表ア・イ共通）

視力の測定は、万国式試視力表又は同一の原理に基づく試視力表により測定する。

(2) 障害児福祉手当

20歳未満の方で、重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする方に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。

- ◇対象者 20歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方
- ◇支給制限 次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。
 - ・障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき
 - ・児童福祉法で定める肢体不自由児施設などに入所したとき
 - ・本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えたとき
- ◇手当の額 月額15,690円（物価スライド制により改定あり）
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

《障害児福祉手当の障がい程度》

①	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
②	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
③	両上肢の機能に著しい障がい
④	両上肢の全ての指を欠くもの
⑤	両下肢の用を全く廃したもの
⑥	両大腿を2分の1以上失ったもの
⑦	体幹の機能に座っていることができない程度の障がい
⑧	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑨	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

(3) 特別児童扶養手当

- ◇対象者 精神若しくは身体に中程度以上の障がいのある児童を監護・養育する方
- ※障がいの範囲は法律で定められていますが、1級は身体障害等級でいうとほぼ1級及び2級と療育手帳Aに、2級は身体障害等級

3級及び4級と療育手帳Bの一部に該当する範囲です。

- ◇手 当 額 1級（重度） 児童1人につき 月額55,350円(改定あり)
2級（中度） 児童1人につき 月額36,860円(改定あり)
- ◇支給制限 次のいずれかにあてはまるときは、受給できません。
- ・手当を受けようとする人、対象となる児童が日本国内に住んでいないとき
 - ・児童が児童福祉施設など（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く。）に入所しているとき
 - ・児童が障がいを事由とする公的年金を受けられることができるとき
 - ・支給対象者又はその扶養義務者が一定額以上の所得があるとき
- ◇窓 口 子育て支援課 TEL 874-2647

（4）じどうふようてあて児童扶養手当

- ◇対 象 者 ひとり親家庭の児童又は父（母）が国民年金のほぼ1級程度の重度障がいの状態にある家庭の18歳に達する日以後最初の3月1日までの児童若しくは20歳未満の中程度以上の障がいがある児童を監護・養育する方

◇手当額・月額(改定あり)

	全部支給	一部支給
児童1人	45,500円	10,740円～45,490円
児童2人	56,250円	16,120円～56,230円
児童が3人以上の時は、1人増えるごとに3,230円～6,450円が加算されます。		

※全部支給か一部支給かは所得額によって決まります。

- ◇支給制限 次のいずれかにあてはまるときは、受給できません。
- ・母（父）、養育者又は児童が日本に住んでいないとき
 - ・児童が里親に委託されているとき
 - ・児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く。）に入所しているとき
 - ・児童の扶養義務者が一定額以上の所得があるとき
- ◇窓 口 子育て支援課 TEL 874-2647

（5）むこうしじどうふくしてあて向日市児童福祉手当（向日市独自制度）

- ◇対 象 者 ひとり親家庭の児童又は心身に障がいのある児童（18歳未満）を養育する方で、市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の方
- ◇手当の額 児童1人につき 月額1,000円
- ◇窓 口 子育て支援課 TEL 874-2647

しょうがいきそねんきん こくみんねんきん
(6) 障害基礎年金 (国民年金)

国民年金法のほか、厚生年金や共済年金等の社会保険各法にも障害年金の制度があります。

◇対象者

- ① 次表に定める障がいの状態にある人が20歳に達したとき
 - ② 国民年金に加入している間に病気やけがをして、一定の障がいが残ったとき
- ※①の対象者の場合、所得制限があります。

②の対象者の場合、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間（免除期間も含む。）が3分の2以上あること、又は、令和8年3月までは、初診日において、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納がないことが条件となります。

《国民年金法の障害等級表》

障がいの状態	
障がいの程度1級	<ul style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる視覚障がい <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障がいをするもの ④ 両上肢の全ての指を欠くもの ⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをするもの ⑥ 両下肢の機能に著しい障がいをするもの ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障がいをするもの ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
障がいの程度2級	<ul style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる視覚障がい <ul style="list-style-type: none"> イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に著しい障がいをするもの ④ そしゃくの機能を欠くもの ⑤ 音声又は言語機能に著しい障がいをするもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをするもの ⑧ 一上肢の機能に著しい障がいをするもの

⑨	一上肢の全ての指を欠くもの
⑩	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
⑪	両下肢の全ての指を欠くもの
⑫	一下肢の機能に著しい障がいをもつもの
⑬	一下肢を足関節以上で欠くもの
⑭	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
⑮	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑯	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑰	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

◇年金額 国民年金法（令和6年度）の場合

1 級	1,020,000円	2 級	816,000円
子どもの加算	子どもが2人までは、1名につき234,800円、子どもが3人以上のときは、1人増すごとに78,300円が加算されます。		

◇窓 口 市民課年金係 TEL 874-2841

◇備 考 厚生年金保険については京都西年金事務所（TEL 323-1170）に、
共済年金については各共済組合にお問い合わせください。

(7) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい児・者の保護者を加入者とし一定の掛金を納めていただき、加入者が死亡又は重度の障がいになったとき、心身障がい児・者に終身給付金を支給し、心身障がい児・者の生活の安定をはかります。

◇対象者 ① 身体障害者手帳1級～3級までの身体障がい者
② 知的障がい者
③ 精神又は身体に永続的な障がいのある人で障がいの程度が①又は②と同程度の障がいと認められる方

◇加入資格 心身障がい者の保護者であって加入時に次の要件を満たす方
・65歳未満であること
・特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

◇掛 金（平成20年度以降加入）（令和6年2月1日現在）

加入時年齢（加入者）	～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
掛金月額固定（1口）	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※2口まで加入できます。

※掛金は世帯の市民税課税状況に応じて減額又は免除されることがあります。

◇助 成 掛金に対して、助成制度があります。【7-（3）参照】

◇給付金 加入者が死亡し、若しくは加入後の疾病又は災害等により重度の障がいの状態となった時に、1口につき月額2万円の年金が心身障がい児・者の生存中支給されます。

※1年以上加入した後に、心身障がい児・者が加入者より先に死亡された時は弔慰金（一時金）が支給されます。

◇加入日と加入時年齢の取扱い

申込書が保険者により受理された日が加入日となりますので、通常、窓口に出された翌々月の初日が加入日となります。

また、掛金月額算定に用いる加入時年齢は、加入日が属する年度の4月1日現在での年齢となります。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(8) ^{せいかつふくししきんかしつけせいど}生活福祉資金貸付制度

障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方を含む。））で、所得水準が生活保護基準の2.5倍以内の世帯に対して、資金の貸付と民生委員による必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を営んでいただくことを目的とした貸付制度です。申込にあたっては、資金種類ごとに貸付条件がありますので、詳細は向日市社会福祉協議会にご相談ください。

◇問 合 せ 向日市社会福祉協議会 TEL 932-1961

(9) ^{こうこうせいきゅうふがたしょうがくきん}高校生給付型奨学金

京都府では、市町村民税が非課税の世帯の子が高等学校等へ進学する場合に入学支度金や支援金等を支給する制度を設けられています。

◇対 象 市町村民税が非課税の身体障がい者世帯等の子で、高等学校、高等専門学校等に就学する方

◇窓 口 乙訓保健所（福祉課） TEL 933-1154 FAX 932-6910

(10) ^{むこうしざいにちがいこくじんじゅうどしょうがいしやくとくべつきゅうふきん}向日市在日外国人重度障害者特別給付金（向日市独自制度）

障害基礎年金等を制度上受けることができない重度の障がい者を有する外国人の方に対する給付金です。

◇対 象

- ・昭和57年1月1日前に満20歳に達し、日本国内に外国人登録をしていた方
- ・昭和57年1月1日前に重度障がい者であった方、又は同日以降に重度障がい者となった方で、その障がいの発生原因となった傷病にかかる初診日が同日前にある方
- ・障害基礎年金等、障がいを支給事由とする公的年金を受給していない方

※所得制限等があります。

※他の公的年金受給者は支給の全部又は一部停止があります。

◇手当の額 月額 36,000円

◇窓 口 市民課年金係 TEL 874-2841

12 就 労

(1) 事業主に対する障がい者雇用率制度

事業主は、従業員の一定割合（＝法定雇用率）以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。

《法定雇用率》

国・地方公共団体等	2. 8%
都道府県の教育委員会	2. 7%
民間企業	2. 5%

※多数の障がい者を雇用する場合等には、助成金制度があります。

◇問 合 せ ハローワーク京都七条 TEL 341-8609 FAX 371-0767

(2) 集合型訓練

① 障害者委託訓練（知識・技能習得訓練コース）

民間の専門学校などに委託して行います。座学・実技などの訓練を受け、就職に必要なスキルを身につける制度です。訓練期間は原則3か月以内です。

◇対 象 者 公共職業安定所長が受講指示・受講推薦等をした方

② 施設内訓練

京都障害者高等技術専門校などの訓練施設で、就職に必要な知識・技術を身につける制度です。訓練期間は主に6か月～12か月となります。

◇対 象 者 公共職業安定所長が受講指示・受講推薦等をした方

◇問 合 せ ハローワーク京都七条（京都障害者職業相談室）

TEL 341-2626 FAX 341-2612

(3) しょうがい者就業・生活支援センター「アイリス」

公共職業安定所など関係各機関と連携をとりながら、障がい者の就労や働く上で必要な生活の支援を行っています。また、就業後も安定した職業生活を送るための職場定着支援なども行っています。

※職業紹介は行っていません。

◇所 在 地 〒617-0833 長岡京市神足2丁目3-1（バンビオ1番館7階）

TEL 952-5180・952-5190（相談専用） FAX 952-5175

きょうとしょうがいしゃしよくぎょうそうだんしつ
(4) 京都障害者職業相談室

障がい者の方の職業相談、紹介等を行っています。

◇所在地 〒600-8235 京都市下京区東油小路町803
(ハローワーク京都七条内4階)
TEL 341-2626 FAX 341-2612

13 さいがい きんきゅう じたいおう 災害・緊急時対応

(1) じんこうこきゅうきりようしや かか じぜんとうろくせいど 人工呼吸器利用者に係る事前登録制度

在宅で24時間人工呼吸器を利用されている方を対象に、長時間に及ぶ停電等によりお持ちの人工呼吸器の内部バッテリーや外部バッテリーでは対応できなくなる緊急事態を想定し、医療機関への受入がスムーズに行えるようあらかじめ情報を登録しておくことができます。

◇手続きの流れ

- 1 医療機器メーカーから用紙（情報提供同意書）を受け取ります。
- 2 主治医と相談の上、「搬送先登録医療機関」を決定します。
（主治医から当該医療機関に連絡）
- 3 必要事項を記入の上、用紙を提出します（提出先：乙訓保健所）。
- 4 京都府が、搬送先登録医療機関へ登録。
（搬送先登録医療機関への受入を確約するものではありません。）
- 5 京都府が、主治医や医療機器メーカーへ情報提供します。

◇問 合 せ （相談窓口）京都難病相談・支援センター（京都府庁2号館6階）
TEL 414-7830 FAX 414-7832
（提出先）乙訓保健所 福祉室
TEL 933-1154 FAX 932-6910

(2) きんきゅうつうほうそうち たいよ 緊急通報装置（あんしんホットライン）の貸与

第1種身体障がい者で、災害時に独自の避難が困難な方などを対象に、緊急通報装置を貸与します。ご利用中の電話回線を利用し、装置のボタンを押すだけで、専門スタッフが相談に応じ、緊急時には救急車を要請します。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(3) しょうぼうしょ きんきゅうつうほう 消防署へのファクシミリによる緊急通報

聴覚言語障がい者が火事や救急により緊急通報が必要な時に、消防署への通報をファクシミリによって行うことができます。

利用を希望される方は、事前に登録が必要です。

◇対 象 者 聴覚言語障がい者

◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

ねっといちいちきゅうきんきゅうつうほう
(4) NET119 緊急通報システム

聴覚言語障がい者が自宅や外出先での火事や救急により緊急通報が必要な時に、消防署への通報をスマートフォン等によって行うことができます。

利用を希望される方は、事前に登録が必要です。

- ◇対象者 スマートフォン等をお持ちの聴覚言語障がい者
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

むこうしぼうさいじょうほうでんわれんらく
(5) 向日市防災情報電話連絡サービス

視覚障がい者に、災害に関する情報を電話でお知らせします。

サービスの利用を希望される方は、事前に申し込みが必要です。

- ◇対象者 視覚障がい者
- ◇提供する情報 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）
- ◇窓口 防災安全課 TEL 874-2164 FAX 922-6587

14 ぜいとう めんじょ ひかぜい 税等の免除・非課税

(1) しみんぜい ふみんぜい 市民税・府民税

市民税・府民税(個人住民税)は前年中(1月～12月)の所得に対して、本年1月1日現在に住居登録のある市町村に納める税金です。

前年(税の申告の対象となる年)の12月31日時点で手帳の交付を受けている人は、障害者控除が受けられます。税の申告で扶養している方が手帳の交付を受けた場合も障害者控除が受けられます。手帳の交付日を確認して申告手続きしてください。

本人が障害者控除を受けており、合計所得金額が135万円以下の場合、非課税となります。

※配偶者控除、扶養控除を受けられるのは、生計を一にする親族(配偶者・親・子等)で他の方の扶養に入っていない合計所得金額が48万円以下の方です。

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者は控除の対象とならない場合があります。

障害者控除	特別障害者	身体障害者手帳 1級又は2級 精神障害者保健福祉手帳 1級 療育手帳 A
	一般の障害者	特別障害者以外で障害者手帳の交付を受けている方
	同居特別障害者	本人又は配偶者若しくは生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている特別障害者(配偶者・扶養親族) (老人ホーム等へ入居の場合は該当しない)

いずれも申告手続きが必要です。手続きについては下記までご相談ください。

◇窓口 税務課市民税係(競輪場北側 本館1階) TEL 874-2243

(2) しょとくぜい 所得税

前年(税の申告の対象となる年)の12月31日時点で手帳の交付を受けている人は、障害者控除が受けられます。確定申告が必要な方は障害者控除を申告してください。

給与収入、年金収入等がある方で、前年中に源泉徴収されている方は障害者控除を申告することにより所得税が還付になる場合があります。

いずれも申告手続きが必要です。手続きについては下記もしくは、国税庁のホームページ等参考にしてください。

◇窓口 右京税務署 TEL 311-6366 (音声ガイダンス「0」を選択)

(3) ^{じどうしゃぜい}自動車税・^{けいじどうしゃぜい}軽自動車税 (種別割・^{しゅべつわり}環境性能割)

次の要件に該当する場合に、自動車税（種別割・環境性能割）又は軽自動車税（種別割・環境性能割）が減免されます。

《減免を受けることができる方》

障がいの区分		自動車税 (種別割・環境性能割)	軽自動車税 (種別割・環境性能割)
身体障がい		身体障害者手帳の等級が次に該当する方	
視覚障がい		1～4級	
聴覚障がい		2～4級	
平衡機能障がい		3・5級	
音声機能障がい※ (喉頭摘出によるものに限る)		3級	
上肢不自由		1～3級	
下肢不自由		1～6級	
体幹不自由		1～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～3級	
	移動機能	1～6級	
心臓機能障がい		1・3・4級	
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこう又は直腸機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～4級	
肝臓機能障がい		1～4級	
知的障がい者		療育手帳A	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳1級の方又は国民年金法施行令に定める1級と同程度の状態の方で、かつ、自立支援医療の精神通院医療の受給者証が交付されている方	

※音声機能障害の場合は障がい者本人が所有(取得)かつ運転する自動車に限られます。

◇減免対象となる自動車（障がい者1人につき1台（軽自動車を含む。）に限る。）

- ① もっぱら障がい者本人が運転する自動車
- ② 障がい者と生計を一にする方が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に運転する自動車
- ③ 障がい者のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する方が、もっぱら障がい者の移動手段として継続的に運転する自動車

- ・「もっぱら」とは、7割以上障がい者のために使用されていることをいいます。
- ・「障がい者と生計を一にする方」とは、一般的に生活をともにする親族をいいます。
- ・「障がい者のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付され、その障がいの程度が上表に記載された内容に該当する方のみで構成されている世帯をいいます。
- ・「常時介護する方」とは、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために日常的に継続して運転される方で、福祉事務所長の確認を受けた方をいいます。

◇自動車の所有（取得）者と運転者との関係

障がい者の状況・障がいの程度等		自動車の所有（取得）者	自動車の運転者
障がい者が18歳以上の場合	① 障がい者が生徒又は学生 ② 重度の障がい者（身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A） ③ 精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者 ※1
	①、②、③以外の者	障がい者本人 ※2	障がい者本人又は障がい者と生計を一にする者
障がい者が18歳未満の場合		障がい者と生計を一にする者	障がい者と生計を一にする者
音声機能の障がい者の場合		障がい者本人	障がい者本人
障がい者のみで構成される世帯の障がい者の場合		障がい者本人	常時介護する者

※1 軽自動車税（種別割）は精神障害者保健福祉手帳1級又は同程度の場合、自動車の運転者は障がい者と生計を一にする者に限る。

※2 軽自動車税（種別割）は障がい者と生計を一にする者も可。

◇減免内容

自動車税（種別割） ※3	税額が45,000円以下の場合	全額免除
	税額が45,000円を超える場合	45,000円を減免
自動車税（環境性能割） ※4	課税標準額300万円に環境性能割の税率を乗じて得た額	
軽自動車税	全額免除	

※3 グリーン化税額に対応します（重課・軽課により変わります。）。

※4 環境性能割は燃費性能等によって税率が変わります。

◇問 合 せ [自動車税（種別割）について]

自動車税管理事務所

又は京都西府税事務所 TEL 326-3312 FAX 326-3310

[自動車税（環境性能割）について]

自動車税管理事務所 TEL 672-6155 FAX 672-2995

[軽自動車税（種別割）について]

税務課市民税係（競輪場北側 本館1階） TEL 874-2243

(4) ^{こじんじぎょうぜい}個人事業税

視力障がい者（両目の視力が0.06以下）が行うあんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医療に類する事業については、非課税です。

詳しくは下記までご問い合わせください。

◇窓口 京都西府税事務所 個人事業税課 TEL 326-3346

(5) ^{そうぞくぜい}相続税

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を相続によって取得した場合、相続税はかかりません。

相続人が障がい者であるときは、85歳に達するまでの年数一年につき10万円（特別障害者は20万円）が、障害者控除として相続税から差し引かれます。

障害者控除	特別障害者	身体障害者手帳 1級又は2級 精神障害者保健福祉手帳 1級 療育手帳 A
	一般の障害者	特別障害者以外で障害者手帳の交付を受けている方

詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 右京税務署 TEL 311-6366（音声ガイダンス「1」を選択）

(6) ^{そうよぜい}贈与税

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与によって取得した場合、贈与税はかかりません。

特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。

※この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

特定障害者	特別障害者	身体障害者手帳 1級又は2級 精神障害者保健福祉手帳 1級 療育手帳 A
	特別障害者以外の特定障害者	特別障害者以外で精神に障がいのある方

詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 右京税務署 TEL 311-6366（音声ガイダンス「1」を選択）

(7) 消費税^{しょうひぜい}

身体障がい者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品（身体障害者用物品）の譲渡、貸付け等は、消費税法上の非課税取引となります。

非課税の対象となる身体障害者物品は、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、その他の物品で、厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限られます。

また、介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス及び施設サービス等についても消費税法上の非課税取引となります。（サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などを除く）

※詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 右京税務署 TEL 311-6366（音声ガイダンス「3」を選択）

(8) 預貯金等の利子^{よちよきんとう りし}

金融機関等で事前に必要な手続きを行うことにより、障がい者の預貯金等について一定限度額まで利子所得が非課税となります。

対象者	障がい者	身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など
	その他の人（妻）	遺族年金や寡婦年金を受けている妻など

※詳しくは各金融機関までお問い合わせください。

(9) 向日市国民健康保険料^{むこうしこくみんけんこうほけんりょう}

災害等により生活が著しく困難となられた方又はこれに準ずると認められる方のうち必要があると認められる方に対し、申請により保険料が減免されます。

ただし、納期限までに申請が必要なため、医療保険課の窓口でご相談ください。

対象者	身体障害者手帳	1級及び2級
	障がい者手帳を交付されている方（所得要件あり）	

※詳しくは下記までお問い合わせください。

◇窓口 医療保険課 TEL 874-2793 FAX 932-0800

15 優待

(1) 向日市役所本館・女性活躍センター前駐車場の利用（向日市独自制度）

フラップ方式にて管理・運営を行っています。

以下の方は無料（一部時間制限あり）で利用できます。

◇対象 市役所での手続、相談。永守重信市民会館、向日市立図書館、文化資料館、女性活躍センター及び展望レストランの利用者（1時間以内に限り免除）。

市主催の会議等への出席者

身体障害者手帳をお持ちの方

療育手帳をお持ちの方

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◇利用方法 用務先の課又は女性活躍センターから駐車券を受け取ってください。手帳等をお持ちの方は、財産管理課又は女性活躍センターへお声掛けください。

精算機にて駐車位置の番号を入力し、精算ボタンを押した後、駐車券を挿入してください。

10分以内に出庫してください。

◇問合せ 財産管理課 TEL 874-1623 FAX 922-6587

※向日市福祉会館の利用も、上記の手帳等をお持ちの方は無料で利用できます。

福祉会館受付（2階）に、駐車券と上記の手帳等をご提示ください。

(2) 向日市福祉会館の利用（向日市独自制度）

◇対象 福祉関係団体

◇申込方法 利用する日の3か月前～3日前まで申込みが可能です。

◇受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日、祝祭日は除く）

◇問合せ 向日市福祉会館 TEL 931-3322 FAX 933-4425

(3) 向日市民体育館施設の利用（向日市独自制度）

体育館の施設（体育室、会議室、卓球室）の利用料金が半額になります。

体育室、会議室を予約するには、京都府・市町村共同公共施設案内予約システムの登録が必要です。卓球室は、電話で、予約ができます。

◇対象 体育室、会議室を利用する場合 利用者の2分の1以上が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で構成される団体

卓球室を利用する場合 個人

※身体障害者手帳などの提示が必要

- ◇利用時間 午前9時～午後9時
- ◇問合せ 向日市民体育館 TEL 932-5011 FAX 934-1657
メール contact@mukosca.jp

(4) 向日市健康増進センターの利用 (向日市独自制度)

健康増進センタートレーニングルームの利用料金が半額になります。

- ◇対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※身体障害者手帳などの提示が必要
- ◇利用時間 午前9時～午後8時45分
(第2・第4木曜日は休館、祝日に当たる時はその翌日)
- ◇問合せ 向日市健康増進センター TEL 932-5122
メール contact@mukosca.jp

(5) 向日市立図書館自宅配本 (向日市独自制度)

向日市立図書館では、身体に障がいのある方のために、「自宅配本」サービスを行っています。

- ◇対象者 向日市在住の身体障害者手帳の交付を受けている方かつ、図書館まで来ることが難しい方
- ◇窓口 向日市立図書館 TEL 931-1181 FAX 931-1081

(6) 郵便による不在者投票

身体に重度の障がいのある有権者で、郵便等投票証明書の交付を受けておられる方は、自宅等現在おられる場所で投票することができます。

- ◇対象者 両下肢、体幹、移動機能障がい(1・2級)
心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい(1・3級)
免疫、肝臓障がい(1～3級)
- ◇条件 事前に郵便等投票証明書の交付を受けておく必要があります。
- ◇窓口 向日市選挙管理委員会 TEL 874-1483

(7) 電話番号案内料の免除 (ふれあい案内)

次の障がいのある方は、事前登録によりNTT西日本の電話番号案内料が免除されます。※ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの番号案内をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含む)から、番号案内(104番)をダイヤルした場合が対象となります。

- ◇対象者 視覚障がい（1～6級）
 上肢、体幹、幼乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（1・2級）
 聴覚障がい（2～4級及び6級）
 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい（3・4級）
 知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方）
 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）
- ◇問合せ NTT西日本ふれあい案内担当
 TEL 0120-104174 FAX 0120-104314
 ※受付時間 午前9時～午後5時
 （土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）
 ※FAXによるお問い合わせに関する注意事項
 お客様のお名前、FAX番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。

(8) にっぽんほうそうきょうかい 日本放送協会 (NHK) ほうそうじゅしんりょうげんめん 放送受信料減免

下記に該当する方は、日本放送協会の放送受信料が全額又は半額免除されます。

	全額免除	半額免除
身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	① 視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が、契約者かつ世帯主の場合 ② 重度の身体障がい者（身体障害者手帳1、2級）の方が契約者かつ世帯主の場合
知的障がい者	療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	重度の知的障がい者（療育手帳A判定）の方が契約者かつ世帯主の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、その世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	重度の精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）の方が契約者かつ世帯主の場合

- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

(9) てんじゆうびんぶつとう 点字郵便物等 ゆうびんりょうきんげんめん の郵便料金減免

盲人用点字のみを掲げたものを内容とした郵便物は、第四種郵便物として郵便料金が無料になります。

- ※相手は点字郵便物、特定録音物等を発受することができる施設に限ります。
- ※郵便物の表面左上部（横長の場合は、右上部）に「点字郵便物」と記載すること。
- ※封書の場合は、点字のみの文が確認できるように、封の一部を開封しておく必要があります。

- ◇問合せ 向日町郵便局 TEL 921-0293

(10) ^{あお とり}青い鳥^{むりようはいふ}はがき無料配布

- ◇対象者 重度の身体障がい者（1・2級）又は重度の知的障がい者
（療育手帳にA、1度又は2度と表記されている方）
- ◇配布枚数 1人20枚
- ◇申込期間 4月1日～5月31日（土曜日、日曜日に当たる場合は翌営業日）
- ◇配布期間 4月20日～5月31日（土曜日、日曜日に当たる場合は翌営業日）
※配布日以降、郵便局から郵送。なお、配布日以降に郵便局の窓口
に直接申し込んだ場合はその場で交付。申込み、交付の際に手帳
の提示が必要です。
- ◇問合せ 郵便局 お客様サービス相談センター TEL 0120-232-886
(携帯電話から) TEL 0570-046-666

(11) ^{けいたいでんわ}携帯電話^{かん}に関する^{わりびき}割引

携帯電話の各事業者が基本使用料等の割引を行っています。詳しくは、各携帯電話
事業者にお問い合わせください。

(12) ^{ふりつしせつりょうきんげんめん}府立施設料金減免

府立施設の入場料等の減免があります。詳しくは、京都府発行「障害者福祉のて
びき」をご参照ください。

(13) ^{ふえいじゅうたくゆうせんにゆうきょ}府営住宅優先入居

府営住宅入居者公募の時に優先的に応募できる制度があります。

※入居が決定された場合、連帯保証人が必要となります。

- ◇対象者 入居又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当し、住宅に困
窮している者
- ① 1～4級の身体障害者手帳所持者
 - ② 重度又は中度の知的障がい者
 - ③ 1～3級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ※申し込み資格等の詳しい条件、必要書類等については、募集案内
書をご覧ください。
- ◇申込時期 年3回
(原則、2月・6月・10月に募集されますが、時期が変更される
場合があります。詳しくは下記窓口までお問い合わせください。)
- ◇窓 口 障がい者支援課 TEL 874-2574 FAX 932-0800

16 ^たその他のサービス

(1) グループワーク「にじ」

心に疲れを感じている方や心の病のある方で、外に出たいけれど人ごみは苦手などと感じている人が、ゲーム・体操・創作などの活動を通じて、仲間同士の交流と社会参加へのきっかけづくりの場としていただくところです。

- ◇費用 無料 ただし、交通費等は自己負担となります。
- ◇開催 月1回 2時間程度
- ◇会場 向日市内の施設
- ◇窓口 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800

(2) メンタルチェックシステム「^{たいおんけい}こころの体温計」

携帯電話やパソコンを利用して、ストレス度や落ち込み度がわかるメンタルチェックシステムです。家族やあなたの大切な人のストレスもチェックすることができます。

- ◇向日市ホームページからもチェックできます。

<http://www.city.muko.kyoto.jp/index.html>

- ◇携帯電話、スマートフォンからは右のQRコードをご利用ください。



(3) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が援助を得やすくなるよう、ヘルプマークを配布します。

ヘルプマークを身につけている方を見かけたら、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど配慮をお願いします。

- ◇対象者 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方
- ◇配布場所 障がい者支援課
TEL 874-2574 FAX 932-0800



ヘルプマーク

(4) 耳^{みみ}マーク

聴覚障がいがある方で、希望する方に耳マークシールを配布しています。聴覚障がい者が病院、銀行などを利用する場合、診察券、預金通帳などに、このシールを貼ってご使用ください。

◇配布場所 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800



耳マーク

(5) 電話^{でんわ}お^{ねが}い手^{てちょう}帳

耳や言葉の不自由な方が外出先で、用件や連絡先などを書いて、近くの方に協力をお願いするためのポケットサイズの手帳です。希望する方に配布しています。

Web版／アプリ版については、NTT西日本のホームページからアクセスできます。

◇配布場所 障がい者支援課 TEL 874-3593 FAX 932-0800



(6) 身体^{しんたいしょうがいしゃほじょけんほう}障害者補助犬法

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障がい者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的として制定され、平成15年10月1日から完全施行されました。

公共施設や公共交通機関だけではなく、デパート、ホテル、レストランなど不特定多数の方が利用する施設へも同伴が可能となりました。

※補助犬とは、盲導犬、聴導犬、介助犬のことで、特別な訓練を受けた犬のことです。



(7) ミライロ^{あいでいー} I D

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、お持ちの障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォン画面に表示できます。

◇利用方法 ミライロ I Dが使える場所で手帳情報を表示したスマートフォン画面を提示することで、障がい者割引を受けることができます。

◇問 合 せ 株式会社ミライロ <https://mirairo-id.jp/>

17 関係機関

(1) 関係機関一覧

名 称	住 所	電話・FAX
向日市役所 東向日別館	向日市 福 祉 事務所 〒617-8772 向日市寺戸町小佃5番地の1	TEL 931-1111 FAX 932-0800
障がい者支援課		
高齢介護課		
子育て支援課		
地域福祉課		
子ども家庭課		
健康推進課		
医療保険課		
向日市子育てセンター すこやか	〒617-0002 向日市寺戸町東野辺31番地 向日市保健センター内	TEL・FAX 932-7830
社会福祉法人向日市社会福祉協議会	〒617-0002 向日市寺戸町西野辺1番地の7 向日市福祉会館内	TEL 932-1960 FAX 933-4425
乙訓福祉施設事務組合	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8	TEL 954-6507 FAX 958-1639
乙訓障がい者基幹相談支援センター	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8 乙訓福祉施設事務組合内	TEL 952-6521 FAX 959-9086
乙訓障がい者虐待防止センター	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8 乙訓福祉施設事務組合内	TEL 959-9085 FAX 959-9086
京都府健康福祉部障害者支援課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	TEL 414-4598 FAX 414-4597
京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁内	TEL 414-4607 FAX 414-4597
京都府乙訓保健所	〒617-0006 向日市上植野町馬立8番地	TEL 933-1151 FAX 932-6910
京都府立向日が丘支援学校	〒617-0813 長岡京市井ノ内朝日寺11	TEL 951-8361 FAX 951-8362
京都府家庭支援総合センター	〒605-0862 京都市東山区清水4丁目185番地1	TEL 531-9600 FAX 531-9610

京都府精神保健福祉総合センター	〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町120	TEL 641-1810 FAX 641-1819
京都障害者職業相談室	〒600-8235 京都市下京区西洞院通塩小路下ル 東油小路町803	TEL 341-2626 FAX 341-2612
京都障害者職業センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)		TEL 341-2666 FAX 341-2678
しょうがい者就業・生活支援センター アイリス	〒617-0833 長岡京市神足2丁目3番1号 バンビオ1番館7階	TEL 952-5180 FAX 952-5175
障がい者のための相談窓口		
向日市社協 障がい者地域生活支援センター	〒617-0002 向日市寺戸町西野辺1番地の7 向日市福祉会館内	TEL 932-1990 FAX 933-4425
乙訓ひまわり園 相談支援事業所（地域連携室）	〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪13番地の1	TEL 935-0101 FAX 935-0113
相談支援事業所・地域活動支援 センター アンサンプル	〒617-0844 長岡京市調子2丁目5-7	TEL 956-2543 FAX 956-2547
こらぼねっと相談支援センター	〒617-0823 長岡京市長岡1丁目13-9	TEL 953-4452 FAX 953-4457
乙訓ポニーの学校	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8	TEL 952-5000 FAX 953-5200
乙訓若竹苑	〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8	TEL 954-6501 FAX 954-6588
高齢者のための相談窓口	※概ね65歳以上の方の相談が、対象となります。	
向日市北地域包括支援センター （ケアセンター回生）	〒617-0001 向日市物集女町中海道19番地の5	TEL 934-6887 FAX 934-6910
向日市中地域包括支援センター （向日市社会福祉協議会）	〒617-0002 向日市寺戸町西野辺1番地の7 向日市福祉会館内	TEL 921-1550 FAX 933-4425
向日市南地域包括支援センター （向陽苑）	〒617-0006 向日市上植野町五ノ坪1番地の2	TEL 921-0061 FAX 921-0065

(2) しょうじしゃだんたいとういちらん
障がい児者団体等一覧

団体名	代表者	住所	電話・FAX
向日市身体障害者協会	やまもと けいこ 山本 啓子	向日市上植野町角前5番地の9	TEL 932-9545
向日市ろうあ協会	かのの なおやす 狩野 直禎	向日市上植野町野上山31番地の6	FAX 921-0126
京都府視覚障害者協会 向日支部	きむら けいこ 木村 啓子	向日市寺戸町大牧1番地の188	TEL 933-1702
向日市難聴者協会	おおた たひさ 太田 ヒサ	向日市物集女町坂本13番地	FAX 933-4295
乙訓手をつなぐ親の会	つちおか ひとみ 土岡 ひとみ	大山崎町大山崎傍示木10-11	TEL 957-5934
乙訓障害児父母の会	ふじ かわら かおる 藤原 薫	長岡京市今里3丁目12-15	TEL 952-0277
乙訓やよい会	まつし まあけみ 松島 朱美	長岡京市久貝2丁目2-11 やよい工房内	TEL 952-9567
乙訓心臓病の子どもを守る会	(連絡担当者) こうとう りょうすけ 厚東 良輔	向日市寺戸町乾垣内43-1	TEL 090-4763-8047

団体名	住所	電話・FAX
一般社団法人 京都府身体障害者団体連合会	京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375 ハートピア京都8階	TEL 251-6454 FAX 251-6438
京都障害児者親の会協議会	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター内	TEL 702-1180 FAX 702-1190
公益社団法人 京都精神保健福祉推進家族会連合会	京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1 元待賢小学校3階303号室	TEL 354-6700 FAX 354-6701
公益社団法人 京都府視覚障害者協会	京都市北区紫野花ノ坊町11 京都ライトハウス内	TEL 462-2414 FAX 462-4402
一般社団法人 京都府聴覚障害者協会	京都市中京区西ノ京東中合町2 京都市聴覚言語障害センター内	TEL 432-7705 FAX 841-8433
京都府中途失聴・難聴者協会	城陽市寺田林の口11-64 京都市聴覚言語障害センター内	FAX 921-3358
京都言友会	京都市中京区西ノ京東中合町2 京都市聴覚言語障害センター内	TEL 841-0845 FAX 841-0845
京都喉友会	長岡京市奥海印寺大見坊5-17 (林田方)	TEL 951-5609 FAX 951-5609
公益社団法人 日本オストミー協会京都府支部	宇治市広野町尖山32-12	TEL 0774-46-5225
京都府社会福祉事業団 こども発達支援センター	京田辺市田辺茂ヶ谷186-1	TEL 0774-64-6141 FAX 0774-64-6151
社会福祉法人京都ライトハウス	京都市北区紫野花ノ坊町11	TEL 462-4400 FAX 462-4402
京都市聴覚言語障害センター	京都市中京区西ノ京東中合町2	TEL 841-8336 FAX 841-8311

(3) 乙訓の障がい者(児)施設等一覧・関係団体紹介

<自立訓練(生活訓練)>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
やよい工房 久貝事業所	長岡京市久貝2-2-11	(特非)乙訓やよい福祉会	952-9567

<就労移行支援>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
就労移行支援事業所ステージ	長岡京市長岡1-7-24	(特非)こらばねっと京都	874-7406

<短期入所>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
乙訓ひまわり園短期入所事業所	向日市上植野町五ノ坪11-1	(福)向陵会	935-7081
ジョイフル東ノ口短期入所事業所	向日市森本町東ノ口4-6		935-7081
ジョイフル神足短期入所事業所	長岡京市神足3-5-4		935-0130
あっとハックたんぼぼ	長岡京市一文橋2-25-19	(特非)てくてく	957-5350
あっとハックいちもんぼし	長岡京市一文橋2-25-26		
colle長岡京	長岡京市井ノ内下東ノ口14-3	(一社)暮らしランプ	874-1003
ショートステイいろどり	長岡京市井ノ内宮山13-1	(福)あらぐさ福祉会	957-2722
晨光苑短期入所事業所	長岡京市井ノ内朝日寺27-2	(福)乙の国福祉会	955-0055
春風 医療型短期入所事業所	長岡京市久貝1-6-23	(医)千春会	953-6301

<就労継続支援 A型(雇用型)>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
(株)KTワーカーズ	向日市鶏冠井町西金村4-3	(株)KTワーカーズ	931-7214
ジョブサポートセンター RINEN	向日市上植野町久我田1-4	(特非)ENDEAVOR JAPAN	921-7750
プレイヤーズ京都	向日市向日町南山57-3	(株)三喜	366-4369
カフェエボカ	長岡京市神足2-3-1 バンビオ1番館1階	(特非)乙訓障害者事業協会	963-5520
好日会	長岡京市開田1丁目20-6	(株)こうじつ	957-6308
Go Way	長岡京市久貝2-15-17	(株)道	925-6969

<就労継続支援 B型(非雇用型)>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
乙訓ひまわり園	向日市上植野町五ノ坪11-1	(福)向陵会	935-7071
ジョブサポートセンター RINEN	向日市上植野町久我田1-4	(特非)ENDEAVOR JAPAN	921-7750
スマイルファクトリー向日	向日市上植野町桑原13-5	(株)スマイルアライアンス	934-7547
のぞみ工房	向日市鶏冠井町石橋13	(福)京都国際社会福祉協力会	933-7280
友愛之郷	向日市寺戸町東田中瀬10-20	(特非)友愛之郷	934-8811
ワークショップ 友愛印刷	向日市上植野町吉備寺8-8	(特非)友愛サポート	932-4001
乙訓若竹苑	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	乙訓福祉施設事務組合	954-6501
暮らしランプ・なかの邸	長岡京市調子1丁目6-35	(一社)暮らしランプ	959-2877
こきゅう+	大山崎町下植野代理分1-1 エクセル山崎1-A		874-7079
多機能型事業所カメリア	長岡京市調子2-5-7	(一財)長岡記念財団	958-6671
バスハウス	長岡京市開田1-5-5 2階	(特非)乙訓障害者事業協会	748-9182
やよい工房 久貝事業所	長岡京市久貝2-2-11	(特非)乙訓やよい福祉会	952-9567
ライトホープ長岡京	長岡京市今里5-13-2	(特非)フレンドリー	874-3013
ワークセンターあらぐさ	長岡京市井ノ内広海道42-3	(福)あらぐさ福祉会	953-9212
みらくるジャンプ	大山崎町字円明寺小字長慶4-1	大善サービス(株)	874-2261

<就労定着支援>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
ステージ	長岡京市長岡1-7-24	(特非)こらぼねっと京都	874-7406

<施設入所支援>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
晨光苑	長岡京市井ノ内朝日寺27-2	(福)乙の国福社会	955-0055

<生活介護>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
乙訓ひまわり園	向日市上植野町五ノ坪11-1	(福)向陵会	935-7071
第2乙訓ひまわり園	向日市上植野町五ノ坪13-1		935-0112
デイケアセンター カムカム	向日市上植野町御塔道34	(株)やすらぎの家	925-6367
乙訓楽苑	長岡京市勝竜寺長黒1-3	(福)乙訓福社会	952-0888
乙訓の里	長岡京市下海印寺川向井20-3		954-0777
乙訓若竹苑	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	乙訓福祉施設事務組合	954-6501
晨光苑	長岡京市井ノ内朝日寺27-2	(福)乙の国福社会	955-0055
デイセンターあらぐさ	長岡京市井ノ内広海道42-3	(福)あらぐさ福社会	953-9212

<地域活動支援センターⅠ型>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル	長岡京市調子2-5-7	(一財)長岡記念財団	956-2543

<地域活動支援センターⅡ型>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター	長岡京市長法寺谷山13-1 多世代交流ふれあいセンター内	(福)京都聴覚言語障害者福祉協会	TEL 874-4477 FAX 874-4478
乙訓若竹苑	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	乙訓福祉施設事務組合	954-6501

<地域活動支援センターⅢ型>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
やまびこ	大山崎町字大山崎小字早稲田1	(特非)やまびこ	953-0204

<日中一時支援>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
乙訓ひまわり園	向日市上植野町五ノ坪11-1	(福)向陵会	935-7081
乙訓若竹苑	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	乙訓福祉施設事務組合	954-6501

<身体障害者福祉ホーム>

名 称	所 在 地	設置主体	電話番号
ハイツ竹とんぼ	長岡京市金ヶ原平井24	(福)乙訓福社会	956-1590

<グループホーム>

名 称	所在地	設置主体	電話番号
あっとホーム	つばさ	向日市上植野町芝ヶ本2-18	(特非)てくてく 957-5350
	翔	長岡京市今里川原7-34	
	たんぽぽ	長岡京市城の里20-6	
	どんぐり	長岡京市一文橋2丁目25 - 19	
	ジャンプ	大山崎町大山崎高麗田1-3	
ジョイフル東ノ口	向日市森本町東ノ口4-6	(福)向陵会	932-7108
ジョイフル神足	長岡京市神足3-5-4		935-0130
ケアホーム いろどり	ききょう	長岡京市井ノ内宮山13-1	(福)あらぐさ福祉会 957-2722
	たちばな		
	もえぎ		
	わかくさ		
ケアホーム かざぐるま	長岡京市奥海印寺火ノ尾17-3		953-9212
グループホームいろは	長岡京市高台2丁目8-8	(同)アロワン	080-4141-9583
グループ ホーム かんな	グループホームかんな	長岡京市長岡2丁目12-14	(特非)乙訓やよい福祉会 956-7701
	サテライトらいず	長岡京市長岡1-6-9 RIZE・ONE長岡京201号室	
	やよい	長岡京市今里三ノ坪4-1 コモド長岡京(212・213・216・ 311・316)	
グループホーム 3UP	長岡京市高台2-8-8	(株)サンアップ	406-0478
グループホームサンヴィレッジ	長岡京市調子1-10-10 サンアヴェニュー長岡京	(一財)長岡記念財団	953-4120
グループホーム寿樹	長岡京市神足2丁目12番12号	(一社)鴻	951-1694
グループホームたろすけ	長岡京市奥海印寺下条11-16	(同)たろすけ	090-8537-7315
colle長岡京	長岡京市井ノ内下東ノ口14-3	(一社)暮らしランブ	874-1003
ハイツまんでん	長岡京市下海印寺西条51-1	(福)乙訓福祉会	952-0888
ハイツさくら	大山崎町円明寺葛原6-105		954-5757
のあ ホーム	のあホーム長岡京	長岡京市井ノ内北内畑24-15	のあ(株) 702-5777
	のあホーム大山崎	大山崎町字大山崎小字鏡田24-45	
WAON事業所	長岡京市こがねが丘3-13	(株)FOUR・エス・K	874-6162
グループホームゆっくり大山崎	大山崎町字円明寺小字横林30	(一社)重陽舎	925-9270

<特定相談支援(計画相談支援)>

名 称	所在地	設置主体	電話番号
乙訓ひまわり園相談支援事業所	向日市上植野町五ノ坪13-1	(福)向陵会	935-0101
相談支援事業所ビー・アライブ	向日市上植野町馬立2-3 メゾンサンフラワー303	(一社)ソーシャルワーク オフィス be alive	285-2074
Tem Tem	向日市寺戸町渋川1-1 水車ビル1階104	(一社)ぼ〜っとproject	950-9069
向日市社協 障がい者地域生活支援センター	向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	(福)向日市社会福祉協議会	932-1990
乙訓ポニーの学校	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	乙訓福祉施設事務組合	952-5000
乙訓若竹苑	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	乙訓福祉施設事務組合	954-6501
こらぼねっと相談支援センター	長岡京市長岡1丁目13-9	(特非)こらぼねっと京都	953-4452
晨光苑相談支援事業所	長岡京市井ノ内朝日寺27-2	(福)乙の国福祉会	955-0055

相談支援事業所 アンサンブル	長岡京市調子2-5-7	(一財)長岡記念財団	956-2543
相談支援事業所かんな	長岡京市今里三ノ坪4-1 コモド長岡京311号室	(特非)乙訓やよい福祉会	874-4823
相談支援事業所テラス	長岡京市開田2-14-9	(特非)乙訓障害者事業協会	950-0071
相談支援事業所ばれっと	長岡京市一文橋2-25-26	(特非)てくてく	957-5350
相談支援室のこのこ	長岡京市今里西ノ口17-9	(福)乙訓福祉会	874-7373
相談支援センター みちくさ	長岡京市井ノ内広海道42-3	(福)あらぐさ福祉会	953-9213
ドリトル相談室	長岡京市竹の台15-12	(株)スマイルアライアンス	925-8915

<一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）>

名 称	所在地	設置主体	電話番号
乙訓ひまわり園相談支援事業所	向日市上植野町五ノ坪13-1	(福)向陵会	935-0101
こらぼねっと相談支援センター	長岡京市長岡1丁目13-9	(特非)こらぼねっと京都	953-4452
相談支援事業所 アンサンブル	長岡京市調子2-5-7	(一財)長岡記念財団	956-2543
相談支援室のこのこ	長岡京市今里西ノ口17-9	(福)乙訓福祉会	874-7373

<児童発達支援>

名 称	所在地	設置主体	電話番号
ヴィキッズ	向日市寺戸町向畑53-42	ヴィケア(有)	924-0018
cocoSKIP	向日市物集女町坂本12-4	(株)CURE	932-5436
コベルプラス ここいろ京都むこうまち教室	向日市寺戸町殿長17 K&Cコート1階	プレントイグローバル リンクス(株)	748-9240
児童通所支援事業所 ひまわり	向日市上植野町北小路61	(福) 向陵会	754-6895
児童通所支援 ぼっとまむ	向日市鶏冠井町堀ノ内38-3	(株)親生	924-0005
重心児童デイ からふる・ぶらんしゅ	向日市上植野町切ノ口6-1 ベル・ウィッシュ上植野1階	(一社)からふる乙訓	925-7268
あゆみの広場 いっぼ	向日市鶏冠井町稲葉25-17	(特非)ホップすてーしょん	874-5170
乙訓ポニーの学校	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	乙訓福祉施設事務組合	952-5000
こらぼねっと京都自立支援センター	長岡京市長岡1丁目13-9	(特非)こらぼねっと京都	953-4452
ドリトル竹の台	長岡京市竹の台15-12	(株)スマイルアライアンス	925-8915
トレスポ長岡京	長岡京市下海印寺樽井2-1パデシオン 長岡京西山天王山駅前1階	(株)リアリノ	874-5186
jam	大山崎町字大山崎小字藤井畑5-1	(同)jam	203-7583

<放課後等デイサービス>

名 称	所在地	設置主体	電話番号
ASTEP	向日市寺戸町西ノ段11-1 向日町ビル2-3	(同)WISTERIA	924-5115
ASTEP長岡京	長岡京市開田1-10-31 ベルウィッシュ長岡京		925-8990
五つの輪むこう教室	向日市寺戸町東田中瀬13 松田テナント2階	(株)サラス	925-8221
五つの輪もずめ教室	向日市寺戸町南垣内57-2		935-6755
五つの輪ながおか教室	長岡京市東神足2-4-6		925-6386
ヴィキッズ ヴィキッズ ジュニア	向日市寺戸町向畑53-42	ヴィケア(有)	924-0018
エール向日町教室	向日市向日町北山50-5 MOLICAビル2階	(株)ディージーエム	874-6103
cocoSKIP	向日市物集女町坂本12-4	(株)CURE	932-5436
児童通所支援事業所 ひまわり	向日市上植野町北小路61	(福) 向陵会	754-6895

重心児童デイ からふる・ぶらんしゅ	向日市上植野町切ノ口6-1 ベル・ウィッシュ上植野1階	(一社)からふる乙訓	925-7268
児童通所支援 ぼっとまむ	向日市鶏冠井町堀ノ内38-3	(株)親生	924-0005
児童通所支援 ぼっとまむユニック	向日市上植野町北小路53-2		080-4671-9429
育ちの広場 すてっぷ	向日市上植野町樋爪6-9	(特非)ホップすてーしょん	924-5010
学びの広場 じゃんぷ	向日市上植野町藪ノ下6-1		950-9353
ドリトルハウス向日	向日市上植野町桑原13-5	(株)スマイルアライアンス	934-7547
ドリトル竹の台	長岡京市竹の台15-12		925-8915
ドリトル長岡京	長岡京市今里西ノ口17-1 藤田ビル2階		754-7720
ドリトル向日	長岡京市開田4-1-11 ハシモトビルディング3階		959-5516
ピーナッツ 向日町教室	向日市上植野町吉備寺8	(特非)令和	950-0355
GROW	長岡京市柴の里1-22寿々屋ビル3階	(同)NOMAL LIFE	957-6702
こらぼねっと京都自立支援センター	長岡京市長岡1丁目13-9	(特非)こらぼねっと京都	953-4452
第2こらぼねっと京都	長岡京市長岡1-7-24		874-7406
たけのこ	長岡京市勝竜寺ニノ坪6-1	(特非)長岡京障がい福祉 療育会	888-0918
たけのこ今里事業所	長岡京市今里3-8-3		888-0916
トレスポ長岡京	長岡京市下海印寺樽井2-1パデシオン 長岡京西山天王山駅前1階	(株)リアリノ	874-5186
ばぐ	長岡京市今里西ノ口17-9	(福)乙訓福祉会	874-7373
わいわいプラス乙訓教室	長岡京市馬場見場走り5-12	(同)プラスジャパン	952-7788
jam	大山崎町字大山崎小字藤井畑5-1	(同)jam	203-7583
みどりkids倶楽部	大山崎町円明寺長慶4-1	(特非)green grass	874-7396
ランポノ	向日市寺戸町大牧14-27	(株)akarito	950-9181

<保育所等訪問支援>

名 称	所在地	設置主体	電話番号
ヴィキッズ	向日市寺戸町向畑53-42	ヴィケア(有)	924-0018
育ちの広場 すてっぷ	向日市上植野町樋爪6-9	(特非)ホップすてーしょん	924-5010
こらぼねっと京都自立支援センター	長岡京市長岡1丁目13-9	(特非)こらぼねっと京都	953-4452

<障害児相談支援>

名 称	所在地	設置主体	電話番号
ヴィキッズ	向日市寺戸町向畑53-42	ヴィケア(有)	924-0018
乙訓ひまわり園相談支援事業所	向日市上植野町五ノ坪13-1	(福)向陵会	935-0101
相談支援事業所ビー・アライブ	向日市上植野町馬立2-3 メゾンサンフラワー303	(一社)ソーシャルワーク オフィス be alive	285-2074
Tem Tem	向日市寺戸町洪川1-1 水車ビル1階104	(一社)ぼ〜っとproject	950-9069
向日市社協 障がい者地域生活支援センター	向日市寺戸町西野辺1-7 向日市福祉会館内	(福)向日市社会福祉協議会	932-1990
乙訓ポニーの学校	長岡京市井ノ内西ノ口17-8	乙訓福祉施設事務組合	952-5000
こらぼねっと相談支援センター	長岡京市長岡1丁目13-9	(特非)こらぼねっと京都	953-4452
相談支援室のこのこ	長岡京市今里西ノ口17-9	(福)乙訓福祉会	874-7373
ドリトル相談室	長岡京市竹の台15-12	(株)スマイルアライアンス	925-8915

WAM NET (福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト) では、障害福祉サービス事業所を検索することができます。福祉・保険・医療の総合情報サイトとなっていますので、ぜひご利用ください。

※ホームページアドレス <http://www.wam.go.jp/>

むこうししんたいしょうがいしゃきょうかい だいひょう やまもと けいこ
向日市身体障害者協会 (代表) 山本 啓子

向日市身体障害者協会は、主に肢体と内部に障がいのある仲間の集まりです。障がい者が笑顔で集える居場所になればと願い、活動しています。

障がい者が地域で支えあい、楽しく暮らせるよう交流の輪づくりをしています。一人でも多くのご参加をお待ちしています。

【主な取組】日帰りバス旅行・運動会（春：丹波自然運動公園 秋：向日市民体育館）・卓球バレー大会（年7回試合）・フライングディスク大会・ボッチャ・折紙教室・新年会・総会など。その他いろいろ「あんなことをしてみたい」「こんなことをしてみたい」等、みなさまからのご意見大歓迎。卓球バレーは、毎週水曜日、午後1時から3時まで向日市福祉会館で練習しています。年齢や障がいの程度に関係なく、誰でも楽しめます。

きょうとふしかくしょうがいしゃきょうかいむこうしぶ だいひょう きむら けいこ
京都府視覚障害者協会向日支部 (代表) 木村 啓子

見えない、見えにくい人の中には、自宅に引きこもることなく、パソコンやiPhone、iPad、デジータ図書（普通の印刷物を読むことが困難な方のための音声図書）などを活用し、読書やスポーツ、旅行を楽しんでいる方はたくさんおられます。そして、ご自分の可能性をさらに広げるために、同じ障がいのある仲間同士で、情報交換をしながら共に活動しませんか。私たち京都府視覚障害者協会向日支部は、京都ライトハウスに本部があるため、京都内の多くの仲間との出会いもあります。初めての方も是非お越しください。

【主な取組】乙訓サテライトの集い（月1回）、あいらぶふえあ（啓発活動）、日常生活用具などの相談会（年2回）

むこうし きょうかい だいひょう かの なおやす
向日市ろうあ協会 (代表) 狩野 直視

向日市での「古都のむこう、ふれあい深める手話言語条例」施行により、向日市役所職員に対し手話指導を行うほか、乙訓地域で毎年開催されている手話奉仕員養成事業「入門編」、乙訓二市一町合同による「基礎編」での指導、教育機関での手話指導などに協力しています。

また、会員向けのふれあい企画（学習会・社会見学・情報交流など）や、自己啓発の場を設けるよう努めています。手話サークルにおいては、聴覚障がい者と交流を深めるための手話学習や、手話によるコミュニケーション保障及び情報交流等を行っています。

【主な取組】向日市障がい者の日「スポーツのつどい」などへの参加や協力・向日市まつりなどの各種事業への参加・地域住民との交流・耳の日要望懇談会（年2回）・定期総会

むこうしなんちようしゃきようかい だいひょう おおた ひさ
向日市難聴者協会 (代表) 太田 ヒサ

「聞こえにくい」という障がいは、外見からはわかりにくい障がいです。向日市難聴者協会は、同じ障がいを抱える者同士が交流し、学びあえる場所を提供しています。また、府内の市町村の難聴者協会やグループと様々なイベントを実施し、要約筆記の支援を得て、楽しく交流しています。

【主な取組】要約筆記サークルとの合同例会・乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センター「難聴デイサービス」(月3回)・京都府難聴者協会機関紙「JOHO」原稿提出(毎月)

【年間行事】総会・聞こえの相談会・向日市障がい者の日「スポーツのつどい」「手話コーラス」への参加協力・聞こえとコミュニケーションのサポートセンター事業・耳の日記念集会などへの参加

おとくにて おや かい だいひょう つちおか
乙訓手をつなぐ親の会 (代表) 土岡 ひとみ

乙訓手をつなぐ親の会は、1970年、障がい児・者の家族たちが集い、障がい児教育の発展を願い、障がい児・者の福祉の向上をはかることを目的に結成しました。

本会では、乙訓2市1町の障がい児・者が安心して育ち、暮らせるよう、親同士の交流や学習会など、様々な活動を行っています。

今後も、障がい児・者の福祉の向上に向け、多くの方の理解を得ながら粘り強く活動をすすめていきたいと思っています。

【主な取組】おしゃべりルーム(交流会)・会報の発行・行政への要望及び懇談・施設見学・学習会

おとくにしょうがいじふぼ かい かいちょう ふじわら かおる
乙訓障害児父母の会 (会長) 藤原 薫

乙訓障害児父母の会は1965年に設立され、向日が丘養護学校(現、支援学校)の誘致や、向日が丘療育園(2003年、京田辺こども発達支援センターへ)の開設を求めて実現しました。

設立当時と比べれば、社会の環境は大きく変わりましたが、障がい児・者の人権や思いを大切にする活動は、会の目的として今も大切に受け継がれています。

会員同士『顔を合わせて話す』ことを大切に考えて、障がいの種別を問わず、教育・就労・医療・福祉など、さまざまな分野の情報交換や経験談の交流をしています。

【主な取組】定例会・カフェぽけっと(おしゃべり交流会)・学習会・施設見学・行政との懇談・「向日市障がい者の日実行委員会」に参加

おとくに ^{かい} ^{だいひょう} ^{まつしま} ^{あけみ}
乙訓やよい会 (代表) 松島 朱美

乙訓やよい会は、乙訓地域の精神障害者家族会として平成8年に発足しました。主に親ですが、子ども、きょうだい、夫婦など立場の違う人も含め、お互いに悩みを分かちあい、学びあって活動しています。また家族会は（公社）京都精神保健福祉推進家族会連合会に加盟し、府内の家族会や全国の家族会とも連携を深め、障がいのある人に対する社会的支援の充実を目指して活動しています。

【主な取組】例会の開催（毎月第4火曜日 午後1時～3時30分）・学習会や研修会への参加・自治体への要望活動・各種委員会への参画・家族相談会の実施（面談相談：毎月第1月曜日 午前10時～午後1時、電話相談：月曜日～金曜日 午前10時～午後3時、専用電話080-8529-7060）

おとくにしんぞうびょう ^こ ^{かい} ^{こうとう} ^{りょうすけ}
乙訓心臓病の子どもを守る会 厚東 良輔

わが子の心臓の異常を知った時、深い衝撃を受け、子育てへの不安や悩みを持ち、子どもの将来を案じる気持ちは現在でも変わりはありません。そんな病児を持つ親と保健師さんらの協力もいただき、会が作られました。互いの近況や子育てなどを話し合う懇談会や親睦を深めるレクリエーション行事、研修会などを開催しています。病気に関わる知識だけでなく、園や学校生活に関することも話し合っています。医療技術等の進歩は私たちに希望の灯をもたらしてくれていますが、それだけで病児者をもつ親の悩みや不安はなくなるものではありません。小さな力を寄せて互いに助け合い、心臓病児者とその家族によりよい社会環境作りを進めています。

【主な取組】懇談会、レクリエーション行事、研修会など

こじんばんごうきにゆう ともな ひつようしよるいいちらんひょう
個人番号記入に伴う必要書類一覧表

※代理権のない使用者に申請代行を依頼する場合は、個人番号を使用者に見られぬよう、封筒に入れて提出してください。

必要書類	本人が 来庁・郵送	代理人が 来庁・郵送	代理権のない 使用者が 来庁・郵送
① 本人の個人番号を確認できる書類（次のいずれか1点） ・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写し 〈郵送時は写しを送付〉	●	●	●
② 本人の身元確認ができる書類（下記の★1点もしくは、◆2点以上） 〈郵送時は写しを送付〉	●		●
③ 代理権を確認できるもの（次のいずれか1点） （法定代理人の場合） 戸籍謄本その他その資格を証明する書類 （任意代理人の場合） 委任状 （上記の書類を提出することが困難な場合） 本人の障がい者手帳、各受給者証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等 →官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類 〈郵送時は写しを送付〉		●	
④ 代理人の身元確認ができる書類（下記の★1点もしくは、◆2点以上） 〈郵送時は写しを送付〉		●	

（※1）やむをえない事情により個人番号がわからない場合は、

- I. 申請書等の個人番号記入欄を空白のまま提出いただくとともに
- II. 上記、①～④の書類は確認不要、となります。

（※2）必要書類①～④は、提示による確認を行います。郵送又は使用者による申請時で、提示による確認ができない場合には、写しの提出が必要です。

★	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真があるものに限る）、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、（代理人の身元確認時のみ）居宅介護支援専門員証
◆	公的医療保険の被保険者証、年金手帳、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、子育て支援医療費受給者証

がつ たち
11月1日は

むこうししょう しゃ ひ
向日市障がい者の日です

向日市では、昭和56年11月1日に開催した
「国際障害者年記念向日市民のつどい」を契機として
11月1日を「向日市障がい者の日」と決めました。

トピックス ～障がいのある人のための防災手帳～



【概要】

この手帳は、障がいのある人が、災害時や緊急時等に提示することにより、初めて接する方に対しても自身の障がいの内容や必要となる支援方法を伝え、適切な支援を受けやすくするものです。

【内容】

- ・ご自身の情報（連絡先や配慮内容など）
- ・障がい特性に応じた支援のポイント
- ・役立つ情報案内（こころくんシステム、伝言ダイヤルなど）

【配布】

向日市内在住の障がいのある方を対象に、障がい者支援課の窓口で配布します。

発行 向日市市民サービス部障がい者支援課